

令和元年第4回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和元年12月19日）

◎議事日程（第1日）

- | | | |
|-----|--------------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 決算特別委員会
委員長報告 | 認定第1号 平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定
について |
| 第 5 | | 認定第2号 平成30年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算の認定について |
| 第 6 | | 認定第3号 平成30年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定について |
| 第 7 | | 認定第4号 平成30年度赤井川村介護保険サービス事業特別会
計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | | 認定第5号 平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について |
| 第 9 | | 認定第6号 平成30年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について |
| 第10 | 陳情審査特別委
員会委員長報告 | 陳情第1号 生活改善センターのカラオケ機器更新整備の要望に
ついて |
| 第11 | 発議第 1号 | 農産物加工施設検討特別委員会の設置
農産物加工施設検討特別委員会委員の選任 |
| 第12 | 議案第52号 | 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
案について |
| 第13 | 議案第53号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 第14 | 議案第54号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例案について |
| 第15 | 議案第55号 | 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例案について |
| 第16 | 議案第56号 | 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例案について |
| 第17 | 議案第57号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例案について |
| 第18 | 議案第58号 | 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案に |

ついて

- 第 19 議案第 59 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について
- 第 20 議案第 60 号 赤井川村老人ホーム入所判定委員会設置条例案について
- 第 21 議案第 61 号 赤井川村史編集委員会設置条例案について
- 第 22 議案第 62 号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 第 23 議案第 63 号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 24 議案第 64 号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 議案第 65 号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 26 議案第 66 号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 27 議案第 67 号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第 28 諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 29 一般質問
「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について

追加日程

- 第 1 総務開発常任委員会委員長報告 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について
- 第 2 予算特別委員会 議案第 63 号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 3 委員長報告 議案第 64 号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 65 号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 66 号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 67 号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 7 介護サービス事業の今後の検討の件について委員会の中間報告を求める件
- 第 8 意見書案第 3 号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書案
- 第 9 総務開発常任委員会委員長申出 閉会中の継続調査申出書

- 第10 介護サービス事業 閉会中の継続審査申出書
 業 検 討 特 別 委 員
 会 委 員 長 申 出
- 第11 農産物加工施設 閉会中の継続審査申出書
 検 討 特 別 委 員 会
 委 員 長 申 出
- 第12 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
 委 員 長 申 出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君	
産	業	課	長	秋	元	千	春	君		
建	設	課	長	今	城	豪	君			
総	務	課	主	幹	菅	藤	覚	史	君	
教	育	長	根	井	朗	夫	君			
教	育	委	員	会	次	長	谷	早	苗	君
代	表	監	査	委	員	大	西	敏	典	君

◎議会事務局

事	務	局	長	瀬	戸	雅	哉	君
書	記	青	木	秀	英	君		

(午前10時00開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和元年第4回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案17件、諮問案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、辻康君及び4番、能登ゆう君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月23日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月23日までの5日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料をごらん願いたいと思っております。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり、説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和元年10月から令和元年11月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。
第3に、去る11月13日に第63回町村議会議長全国大会及び第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会がそれぞれ開催され、4ページから8ページに配付いたしておりますように決議がなされましたので、報告申し上げます。
続きまして、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、おはようございます。行政報告の前に、岩井議長におかれましては全国町村議会議長会からの表彰、おめでとうございます。私からも改めてお祝いを申し上げます。

それでは、行政報告を2件させていただきます。1件目は、ふるさと納税の状況についてでございます。1ページ目をおめくりください。ふるさと納税の状況について。本年6月よりふるさと納税指定制度が導入され、村におきましても総務省告示により指定を受け、ふるさと納税制度の運用を行っております。本年度におきましても全国各地から多くのふるさと納税、寄附金が寄せられておりますので、令和元年11月末の状況についてご報告いたします。

まず、下の表でございますけれども、28年から令和元年度までの経過をそれぞれ月別に記載してございます。本年度でいきますと、平成31年、令和元年ですね、ちょうど中間よりちょっと右側の小計で11月末現在で5,898件、額面にしますと1億339万1,000円ということで、前年より4月から11月の比率でいくと件数で116.8%、金額で105.9%という状況になっております。ふるさと納税につきましては、リピーターを含めてかなりの皆様にご利用いただいているということで、本年度も前年並み、前年以上に寄附をいただいているという状況になっております。下の表については、それぞれ月別、あとは寄附用途についてのグラフを表示しておりますので、後ほどごらんいただければなというふうに思います。

2ページ目お開きいただきまして、ふるさと納税寄附主の都道府県別傾向ということで、東京都、神奈川県からのふるさと納税が寄附件数全体の40%程度を占めております。次いで大阪、北海道、札幌市ですね、愛知県の順になっており、北海道札幌市については昨年度の7番目から本年度は4番目と寄附件数が増加傾向にあります。3番目がお礼の品の状況ということで、プレミアムバターセットが全体の48.6%と約半分ほどを占めて、50%ほどを占めております。以下、数字のとおりになってございます。4番目として、ふるさと納税交流会の取り組みについて。ふるさと納税を機として平成30年度より関係人口創出への取り組み、リピーターの獲得ということですが、としまして北海道内在住寄附者を対象にふるさと納税現地交流会を開催しており、本年度においても取り組みを展開しております。新規就農研修生の声や農業体験を初め村の子育て支援策等について寄附をいただいた赤井川村という場所において理解を深めていただいております。このリピーター獲得ということで、数字の上でも道内でそういった交流会をやっておりますので、札幌市及び札幌近郊の方の寄附者もふえているということで、今、年明け、1月の26日は定数を100としてリピーターの方々にご案内をして、先着100名ということでまた交流会を札幌のほうで行っていきたいというふうに考えてございます。

以上についてご報告させていただきます。

続きまして、3ページ目、令和元年9月1日以降工事発注状況についてということでご

ございます。9月24日の村営緑丘団地全面的改善実施設計業務478万5,000円、業者名は北海道建築計画監理株式会社、工期につきましては元年9月4日から令和2年の1月30日までということで、以下土地評価鑑定評価委託業務まで掲載してございますので、後ほどご確認いただければなというふうに考えてございます。

以上、2件について行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4ないし日程第9 決算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7、日程第8及び日程第9、決算特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○決算特別委員会委員長（川人孝則君） 決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された認定第1号 平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号 平成30年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 平成30年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号 平成30年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第5号 平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成30年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については審査の結果、認定すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第1号 平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成30年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第2号 平成30年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成30年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第3号 平成30年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成30年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第4号 平成30年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第5号 平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成30年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第6号 平成30年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第10 陳情審査特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、陳情審査特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○陳情審査特別委員会委員長（川人孝則君） 陳情審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された生活改善センターのカラオケ機器更新整備の要望書について、陳情の審査の結果は採択と決定いたしました。

なお、現有機器の整備状況の悪化は認められるとともに、要望内容からも機器が多数の団体に使用されることを鑑み、要望者と機器構成などをよく協議し、双方が納得されるよいものを導入されることを期待していると委員会の意見を添えて、会議規則第94条の規定により報告いたします。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

次に、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号 生活改善センターのカラオケ機器更新整備の要望についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この審査に対する委員長の報告は、採択するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、陳情第1号 生活改善センターのカラオケ機器更新整備の要望については、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第11 発議第1号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第11、発議第1号 農産物加工施設検討特別委員会の設置を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤幸敏君。

○5番(湯澤幸敏君) 提出議案につきまして説明をいたします。

発議第1号 農産物加工施設検討特別委員会の設置について。

赤井川村議会会議規則第14条第2項の規定により、農産物加工施設検討特別委員会の設置案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、提出者、赤井川村議会議員、湯澤幸敏。賛成者、赤井川村議会議員、山口芳之。賛成者、赤井川村議会議員、川人孝則。賛成者、赤井川村議会議員、能登ゆう。賛成者、赤井川村議会議員、辻康。賛成者、赤井川村議会議員、曾根敏明。賛成者、赤井川村議会議員、連茂。

農産物加工施設検討特別委員会の設置。

次のとおり、地方自治法第109条及び赤井川村議会委員会条例第5条の規定により、農産物加工施設検討特別委員会を設置する。

名称につきましては、農産物加工施設検討特別委員会といたします。

目的につきましては、農産物加工施設について調査及び検討を行います。

委員数は7名といたします。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしました。提出者のほか議員全員の賛成により議案が提出されておりますので、質疑及び討論は省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで質疑及び討論を終わります。

これより発議第1号 農産物加工施設検討特別委員会の設置を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、発議第1号 農産物加工施設検討特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。

次に、農産物加工施設検討特別委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。農産物加工施設検討特別委員会委員の選任につきましては、赤井川村議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除いた7名でございます。

以上のとおり指名いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり農産物加工施設検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時ここで休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○議長(岩井英明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に農産物加工施設検討特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告申し上げます。

農産物加工施設検討特別委員会委員長に川人孝則議員、副委員長に湯澤幸敏議員、以上のとおり互選されましたので、報告申し上げます。

◎日程第12 議案第52号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第12、議案第52号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(高松重和君) ただいま上程いただきました議案第52号についてご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第52号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案4ページの改正要点資料をごらんください。第2条第2項第2号の改正は、印鑑の登録を受けることができない者として規定されていた成年被後見人を意思能力を有しない者へと変更するもので、改正法の趣旨である成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう権利の制限の適正化を図るものです。意思能力の有無については、資格、職種、職種等にふさわしい能力の有無を個別的、実質的に判断するものとされております。

次に、第5条第2項、第10条第1項第4号、第11条第2項については、住民基本台帳法の規定に基づく文言の整理となっております。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第52号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第52号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第53号ないし日程第17 議案第57号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第13、議案第53号から日程第17、議案第57号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第14、議案第54号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第15、議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第16、議案第56号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第17、議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第53号から議案第57号については、本年度人事院勧告に基づく給与改正が主なものですが、職員の給与条例関係につきましても地方公務員法の改正による人事評価結果の給与、人事管理への反映等に関するものも含む改正となっております、一括してご説明申し上げます。

初めに、条例改正に関する本年度人事院勧告の概要、あわせて改正地方公務員法等の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案第53号の36ページをお開きください。

先ほどご説明、ご決定いただきました議案第52号と同様になりますが、成年被後見人の権利の制限の適正化に関し、資料中段の（1）にございますが、公務員等のところにあります地方公務員法に規定されている欠格条項を単純に削除される地公法の改正が行われ、職員の給与条例ではこれに対応する所要の改正を行うこととしております。

次のページをお開きください。37ページになります。人事院勧告による本年度の給与勧告のポイントは3点となっております。1点目は官民給与較差0.09%を埋めるための若年層の俸給表、給料表水準の引き上げ、2点目はボーナスの0.05月の引き上げで、年間のボーナス支給月数を現行の4.45月から4.5月とするものです。3点目は住居手当の改正となっておりますが、済みません、次のページお開きください。38ページの中段、（2）、住居手当の部分にあります。国家公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げ、これを原資に家賃の低い層の住居手当を減額し、家賃の高い層の手当を引き上げるものということで勧告がなされております。村職員の給与につきま

しては、国公準拠を基本としておりますが、職員の住環境については国家公務員と地方公務員を取り巻く環境が異なるため、この部分の改正は行わないこととしております。

次に、最終ページをお開きください。平成26年に公布され、平成28年より施行されております改正地方公務員法の概要ですが、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を行うため、人事評価制度の導入及び分限事由の明確化を行うよう法改正がされており、評価については既に実施はしておりますが、評価結果を給与へ反映するという改正法の趣旨に沿うよう北海道職員の取り扱いに準拠し、所要の条例改正を行うものです。

以上、人事院勧告及び改正地方公務員法の概要説明を終了し、各議案についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案53号の1ページ目になります。議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正、人事院勧告に基づく給与改定及び人事評価結果の給与への反映を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

議案34ページの改正要点資料をごらんください。改正条例案第1条においては、成年被後見人等の権利の制限の適正化を図る観点から地方公務員法が改正されたことに伴う文言の整理となっております。

改正条例案第2条においては、本年度人事院勧告に基づく勤勉手当支給率の改正で、勤勉手当年間支給率を100分の185から100分の190へ引き上げるとともに、行政職給料表(1)から(3)を平均改定率0.1%で引き上げる内容で、対象は30代半ばまでの職員となります。勤勉手当は令和元年12月支給分から、給料表については平成31年4月1日に遡及し適用するものです。

改正条例案第3条においては、令和2年6月以降支給分の勤勉手当支給率を6月、12月ともに100分の95と改正し、年間の支給率を100分の190へと改正するものです。

次に、改正条例案第4条ですが、昇給を行う際に人事評価結果とあわせ懲戒処分を受けた場合の取り扱いに関する規定を追加するとともに、人事評価結果に基づき勤勉手当を支給するための所要の改正をするものです。また、行政職給料表(1)6級昇格時の在職年数を現行の8年から4年へ短縮及び保育所長の職務を5級の職務へと改正するとともに、6級在職職員の期末勤勉手当役職加算率を国家公務員及び道職員に準拠し、100分の12から100分の15へ改正するものとしております。

次のページをお開きください。附則第1条において条例改正の施行期日を定めております。第1条の成年被後見人等の規定に係る改正は公布の日より、第2条の本年度給与改定に

つきましては平成31年4月1日より、第3条の令和2年度勤勉手当率に係る改正は令和2年4月1日より、第4条の地方公務員法改正による人事評価結果の給与への反映等については令和2年1月1日より施行する旨を定めております。

附則第2条は条例改正前の規定に基づいて支給された給与は、条例改正後の内払いとみなす規定を定めており、附則第3条の規定は条例中の元号の改正であります。

続きまして、議案第54号についてご説明いたします。議案第54号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例改正の理由につきましては、地方公務員法の改正に伴う任用管理と人事管理を行うため分限事由の明確化と所要の手続について定めるため、この条例を改正しようとするものであります。

議案7ページ目をお開きください。第1条の3から第1条の5までの条項新設につきましては、地方公務員法で定める降給についてその区分を降格及び降号とする旨を新たに規定し、これらに該当する事由について人事評価結果または勤務実績が良好ではない場合、心身の故障の場合、職務級に分類される職務を遂行するに適格性を欠く場合と法で定める処分規定の明確化を行うものとしております。

第2条第1項の改正は人事評価、勤務実績により法で定める分限処分を行う場合は任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず勤務実績が改善されない場合に限る旨を、新設する第3項については心身の故障により処分する場合は医師2名の診断を職員に義務づけるものとしております。

次のページへ進みます。第2条第4項から第6項の改正は、法で定めるその職に必要な適格性を欠く場合に分限処分を行う場合は指導、その他の措置を行ったにもかかわらず適格性を欠く状態が続く場合に限る旨を、法に定める職制、定数改廃による分限処分を行う場合は勤務成績、勤務年数等に基づき判断する旨を規定しています。

また、新設する第2条の2については、降給する場合の手続について第2条の改正に準じて定めるものとしております。

続きまして、議案第55号に移ります。議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例改正の理由につきましては、村ではかねてより国公準拠の方針をとっており、先ほどご説明いたしました人事院勧告に基づき期末手当率を改正したく、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料をごらんください。改正条例案第1条では人事院勧告による勤勉手当率改定に伴い期末手当の支給率を本年12月支給分から遡及適用し、年間支給率を改正前の100分の445から100分の450へ改正するとともに、改正条例案第2条においては来年度の6月、12月の期末手当支給率を100分の225とし、年間100分の450を支給する改正内容となっております。

また、改正条例案附則第1条においては条例改正の施行期日を定め、附則第2条においては既に支給されている期末手当については、条例改正後の規定を適用させる場合は条例改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、条例改正後の期末手当の内払いとみなす規定を定めております。

続きまして、議案第56号に移ります。議案第56号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例改正の理由及び改正内容につきましては、先ほどの議案第55号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

最後に、議案第57号についてご説明いたします。議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

本議案につきましても、条例改正の理由並びに改正内容につきましては議案第55号と同様となっておりますので、ここでも説明を省略させていただきます。

長くなりましたが、議案第53号から議案第57号までを一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 済みません。説明の中でももしかしたら触れられていたかもしれないのですが、人事評価制度の導入ということで、現在赤井川村ではどのような形で、導入されているとしたらどのように行われているのか。この資料の中にもありますけれども、上司からの一方的な評価で結果を知らされない、評価項目が明示されないなど、そういう部分でどのような評価のあり方で行われているかというのを教えてください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） ご質問の件ですけれども、改正地方公務員法が平成28年4月

に施行されたということでご説明させていただきました。村では、平成28年度から赤井川村人事評価実施要綱、赤井川村の要綱集のほうに載せてございますが、その規定に基づいて人事評価を実施しております。制度の設計につきましては、国家公務員及び北海道職員の人事評価制度を参考に制度設計をさせていただいています。ご質問にありました評価内容の開示と申しますか、そのポイントにつきましても人事評価制度の運用の手引というものを職員にもリリースしていきまして、このような視点で評価をされる。場合によってはもしその評価に対して疑問があったりだとかというものがあれば、副村長まで申し立てができるというような仕組みにしております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） この制度の中では外部の評価、外部評価の導入などについてはどのように位置づけられているのか。検討課題としてあるのかどうか教えてください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今ご質問にあった外部評価という部分の外部評価という言葉のニュアンスが私にはちょっとあれなのですけれども、もし職員以外の、いわゆる住民の皆さんなのか外部有識者なのかという点での外部評価という点で私はその言葉をニュアンスしたということでお答えさせていただきますけれども、現行の制度において今そのようなことは考えてございません。あくまでも我々村長部局の場合は副村長が2次評価者、そして最終確認者ということで村長が評価をするという形で行っております。

以上です。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第53号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第54号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第54号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第56号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第56号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第56号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第57号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで若干休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第29、一般質問を先に行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第29、一般質問を先に行うことに決定いたしました。

◎日程第29 一般質問

○議長（岩井英明君） この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○1番（連 茂君） それでは、一般質問ということで質問させていただきます。

人事についてお伺いします。馬場村政誕生から半年がたちました。4年の任期の8分の1が過ぎたこととなりますが、順風な船出となったのでしょうか。村長自身の見解をお伺いしたいところでもありますが、現在職員の顔つきや立ち居振る舞いを見る限り大きなうねりに立ち向かう強い心構えや迅速な行動を感じ、頼もしく見ている次第です。

そこで、行政のかじ取り役としては最も重要な人事についてお尋ねします。人材は宝とも言われるとおり、人を効率よく動かすことの重要性は言うまでもありません。特に馬場村長が掲げた稼ぐ村を実現するためにはいかに効率よく人材を生かすかということが不可欠です。ただ、残念なことに過去を見てみると、温情的な配慮とも思える事例が多々あったように感じています。人間関係の好き嫌い、ましてやコネで人事を決めていくということになると、そういう姿勢は必ず組織の下、組織の中に伝わるものだと思っています。人が最も嫌がる情実人事が今後もあるようなら、残念な判断だと言わざるを得ません。そこで、村長の采配について具体的に3つ質問します。

まず、1点目は限られた人材の中で能力開発を目指す育成方針があればお伝えください。

次に、頑張った人が正当な評価を得られないぐらい仕事のやる気をそがれるものはありません。最近トップ企業の傾向も相対評価から絶対評価に移りつつあるとも言われていますが、どちらにしても実績評価を点数化する必要性はあるのではないかなと感じています。点数化するレーティングか点数化しないノーレーティングか、それとも何か独自の人事評価方法があるのかお尋ねします。

最後に、地方自治が得意と言われる密室人事が現在も行われているかどうか重ねてお答えください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の限られた人材の中での能力開発を目指す育成方針についてであります。私は、人材は人財、人は財産という認識で職員数、専門職を含む45名中の50%、一般行政職37人中の45%は行政経験10年未満が今の現状であります。多種多様化、複雑化する行政運営には人材育成が不可欠であるというふうに考えております。昨年度においても職員研修、人材育成費用には投資をしていますが、新年度予算編成に向け職員の人材育成方針の作成を指示し、策定後は速やかに村ホームページで情報公開を行おうと考えております。この件については、近々にホームページに情報公開できるというふうに考えております。

2点目は、頑張った人が正当な評価を得られる仕組みと実績評価の仕組みについての質問でございます。村では、平成18年12月より職員の勤務成績の評定を統一かつ公平に行い、職員の指導及び監督の有効な指針とし、公務能力の増進を図ることを目的に人事評価制度を導入してきた経過があります。地方公務員法改正により平成28年度より新たな人事評価制度を施行し、所要の見直しを行い、平成29年度より現行の赤井川村職員人事評価実施要綱により運用してまいりました。評価方法は、北海道職員の評価制度を参考に制度設計をしております。年に1回能力評価と年2回業績評価を実施しております。数値評価方式ではなく、評語付与方式をとっております。評語付与方式というのは、数字ではなくてA、B、Cといった中での方式ということでございます。地方公務員法に基づき評価結果を給与へ反映できる仕組みを整えるとともに、職員の人事管理に活用しております。能力、実績に基づく人事管理により組織全体の士気高揚、行政サービス向上につなげることが人事評価制度の目的と捉えております。

3番目の密室人事ということですが、職員人事は地方公務員法第15条、任用の基本基準に基づき村長の専権事項として実施しております。密室人事の定義が不明のため答えになっていないかもしれませんが、私は人事異動の際に該当職員には異動させた目的、理由、期待する点等を本人に伝えるようにしております。

以上で一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありませんか。

連茂君。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 自席でいいです。

○1番（連 茂君） 再質問させてください。

実は、今回の人事に関する質問は選挙中から住民からいろいろと聞いた中で生まれてきたもので、一般質問の一番最初に聞かなければなというふうに思っていた部分でした。先ほど高松課長のほうからいろいろお話を聞いたとおり、国の法改正と伴って人事のほうで評価制度なんか明確に少なくなってきたのかなという気はして、その辺は僕としてもこういうものがあるのだというふうな部分では納得はさせてもらいましたが、ただ少し気になった点があったので、再質問させてください。

まず、一番大切なのは人事評価の中で客観的な評価がされるのかというのが一番心配な部分です。これは、ちょっと調べてきたことなのではございますけれども、立命館大学の講師で人材ソリューションアドバイザーである南和気先生の「人事こそ最強の経営戦略」というベストセラーのビジネス本には、日本の人事が変えていかなければいけない3つのポイントとして、結果人事から計画人事、1点目です。2点目が主観人事から客観的人事、あと3点目が密室人事から透明性のある人事、この3つを挙げていました。今回先ほど紹介のあった中でいうと、人事面で大きな前進をしたなという思いはするのですけれども、客観的な人事という面ではもう少し踏み込んだものが赤井川村の中で独自にあってもいいのかなというふうな気がします。さらに、3番目の密室人事という面なのではございますけれども、密室人事という言葉はそもそも定義がなく、多分マスコミがつくり出した造語ではないかなと思いますが、密室人事をどう捉えるかで村長の回答も変わってくるだろうと予想していました。先ほどいただいた回答だと、住民が外から見てもどうもこの人事おかしくないかというものをもし密室人事だとするならば、先ほども言ったとおり、選挙運動中何人かの住民から役場の人事でちょっとおかしいぞという指摘を何点か受けましたので、ちょっとお伝えさせてもらいたいと思います。特に毎月給料が余るほどある人間だったら全然気にしないのでしようけれども、朝から晩まで畑に向かい合い、年間の所得を計算してみると生活の厳しい家計の現状を知った農家が同じ時期に赤井川村職員の給料表などを見るとやっぱりちょっと不安になるというか、突っ込みたい気持ちもわからないわけではありません。過去にあったということで特定の人物を指摘するものではありませんが、退職届を出した職員が有給を消化するという目的だけでポジションを与え、給料やボーナスまで受け取る事例、当然公務員の権限としてルール違反ではないかもしれませんが、一般企業の考えるボーナスの意味合いから考えるとちょっと納得できないのではないのでしょうか。有給や目の前にあるボーナス、それを受け取らずにやめていく職員もいたはずで、老人や幼児のお世話をしている現場で給料も一般職より少なく、ボーナスもなく、一生懸命働いている職員がいることも事実です。人の温かさやつながりを深くしているという面ではそういうものもあるのかなというふうなことも思いますが、今赤井川村の職員を見てみると非常に若返ってしまっていて、少しそういう面という手綱を締める必要性を感じています。改めて人間関係を重視すると評価にぶれが起きるので、信頼関係の根底には仕事の実績を重んじてもらいたいというのが僕の意見です。近年職員の仕事量もふえ、職員の数に見合った量ではないとも聞いています。当然財政難もあるでしょうから、人をふやすにも限界があります。先ほどから言うとおりの、頑張った職員を客観的に評価して、昇給や降格に反映する明確なルールづくり、それを僕は必要を感じていますが、村長はどのように考えているか、お考えをお聞きします。

○議長（岩井英明君） 村長、ちょっと再質問から外れて、まだ当初の質問に近い部分があるので、答えられる部分だけ答えてください。

それから、連君、発言している内容ってすごく責任のある発言ですから、再質問という

感じの中で注意しながらきちっとあれしておいてください。

村長、答弁を求めます。

○村長（馬場 希君） 一般論としてそういった住民感情が今あるというようなことは今お聞きをさせていただきました。ただ、我々公務員職場についてはあくまでも法律に基づいて、定められたものに基づいて人事評価をしたり、運用していくというのが基準になっていますので、そこは逸脱するようなことのないようにきちんと運用していくというのが我々の仕事だろうなというふうに思っています。

あと、公平性を欠かないような人事評価ということでは、職場内で評価する側の研修なり、当然評価される側も研修をするというような形の中で人事管理のほうは進めているというふうに思っておりますし、そのように進めたいというふうに考えております。

あと、先ほど言っていた兵庫大学の先生の部分は僕もホームページを見て、読ませていただきました。あの点については、全てが公務員職場に合うという内容ではないなど。やっぱり民間に対する部分が多いのかなというふうに思いましたけれども、考え方としては一部参考になるようなこともあるかなというふうに捉えておりますので、ということで答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 再々質問ありますか。

連議員。

○1番（連 茂君） とにかくこの村が住みよく、魅力的な村になってもらいたいというふうな意味で、人材の能力開花というか、能力を上げるというふうな部分というのは当然職員だけではなくて、議員もそうだと思っているし、住民もそうではないかなというふうに僕は思っています。その一環として議会の中では活性化委員会というのをつくって、レベルを上げていこうというふうな動きが議会の中でも起きているのも事実です。役場の職員の人材活用について馬場村長も考えられていることはいっぱいあると思いますけれども、ぜひ向上を目指した人材采配というのを期待して、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

続きまして、辻康君。

○3番（辻 康君） 前段というか、前の連議員と若干重複する部分がございますけれども、いわゆる人の問題、同じ目的というか、論旨に立った質問だと思うので、お許し願いたいと思います。

さっき連議員の質問にもございましたけれども、まさに任期の8分の1が過ぎたわけですが、私初めてこうやって議会議員として議会に臨んで、職員の皆さんが本当に大変だなという気持ちを最近強くしています。村民の方々からの目もあるでしょうし、そしてまたあえて言うなら議会の議員からいろいろな細かい点まで質問される。それから、要綱一つつくるにしても大変なご苦労されて、その中でまた文言の1つ、2つまで訂正を求められる。大変な努力をなさっているのだと思いますけれども、どちらにしましても、通告書にありますように、行政も経営体だと考えるときに、人、物、金とよく言われます

が、武田信玄も人は石垣、人は城なんて言っていますが、やはり人、物、金の中で一番今大事なのは人でないかと思えます。そういう観点からご質問いたします。今までの職員の研修について、以下具体的にお知らせいただきたいと思えます。

1つ、例えば外部講師招聘の有無等含めた職場内研修の内容。

2つ目として職場外研修の内容、実績。

それから、3番目として職員の研修へ幾らぐらい費用を使っているか、その予算額。

それから、4番目として職員の研修、それから資質向上への計画、プログラムはあるのか。例えば個人別の計画、プログラム、それから職務別の計画、プログラム、そういうものがあるのかを聞きたいと思えます。

5番目として、職員それぞれの方にも自分はこうしたい、こういう勉強したい、こうなりたい、それぞれキャリアアップの希望はあると思えますが、それを組織として酌み取り、あるいは実現させる、そういう仕組みがあるのかどうか。

6番目として、村長になって考えている職員研修の現状と、それから村長が目指す村づくりのために必要と思うものがあればお教えてください。

7番目として、人を生かす職場内環境についてでございますが、人が大事なのはやはり何をするにもその力が必要不可欠なものであり、レベルアップする知力、行動力を生かし、人以外の物、金を使いこなしていくのは人だからと考えております。そういう観点から人を生かす職場づくり、あるいは組織づくりについて村長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、辻議員の一般質問についてお答えをさせていただきます。

質問が多いものですから、端的にちょっとご回答するという形でご理解をいただきたいと思えます。まず、1点目の職場内研修の内容と外部講師の有無ということですが、平成25年より職員研修予算を組み、外部講師を招聘しての職場内研修を実施、接遇研修を初め人事評価制度導入に関連して業績、目標設定やタイムマネジメント、評価者研修などを実施しております。昨年度からは階層別職員研修として、管理職は人材育成やハラスメント対策、中堅職員は適切な仕事の伝え方、若年層は求められる地方公務員像としてグループワークを中心に展開をしております。公共を支えるのは行政のみならず、民間企業との協働も必要不可欠であります。例えば持続可能な開発計画、SDGsへの取り組みは行政よりも民間企業が先駆的に進められております。今後は企業の力にも協力を仰ぎ、職場内研修を進めたいと考えております。外部講師を招聘しない研修も実施しております。例えば法制事務研修や財務事務研修などは職場内の先輩が後輩に講師となって研修を行うというようなことも行っております。

2番目の職場以外研修の内容、実績ということでございますけれども、平成23年度より

自治大学校へ平成23年度、平成25年度、平成30年度と計3名を約2カ月間にわたり派遣しております。行政法を初め政策、立案研修を行っています。平成24年度には政策シンクタンクである東京財団の市区町村職員人材育成プログラムに派遣をしております。東京を初めアメリカ、ポートランド州立大学での1週間の研修を含め、述べ1カ月間の日程で自治の基礎と公共の考え方、政策立案の実施を行いました。ただ、これについては旅費、渡航費用は基本的に東京財団が負担した研修でございます。後志町村会の研修としては、採用初年目、2年目、5年目の悉皆研修、法務研修として法制事務研修、法制応用研修に毎年度職員を派遣しています。北海道市町村振興会による国内、道内先進地市町村への研修視察、北海道市町村職員研修センターにおける係長職、課長職研修や行政法研修、政策課題等行政研修への派遣、この研修には昨年度7名、本年度は現時点で8名が受講しております。その他として、議会における道外研修の職員を参画させていただいたり、後志広域連合での債務管理に関する研修、採用初年職員を対応としたビジネスマナー研修などにも派遣しております。

3番目の職員研修の予算ですけれども、総務省へ報告を平成27年度から実施しておりますので、その数値としてお知らせします。平成27年度については40万8,000円、平成28年度については54万2,000円、平成29年度については131万3,000円、平成30年度は130万4,000円ということで、本年度の予算計上額は骨格予算であったため87万円の予算を計上し、予算の範囲内で本年度は実施させていただいております。

4番目として、職員の研修、資質向上への計画プログラム、属人別、組織別などはあるのかということでございます。毎年度北海道町村研修センター計画については全職員へ周知し、受講希望を募っております。個別具体的な計画、プログラムはありませんが、人材育成基本方針により今後行政の担い手の育成を基本として、公的研修期間を初め民間シンクタンクも含めた職員研修派遣を検討しております。

5番目として、職員個々にもキャリアアップの希望はあると思うが、それを酌み取り、あるいは実現させる仕組みはあるのかというご質問でございます。2つの視点からお答えさせていただきます。1つ目は、職員個人のキャリアアップ、スキルアップの観点から職員みずから向上心を持ち、若手職員を対象に自主的勉強会を開催したり、知見を広げるため外への自主的研修へ参加している職員がいることも了知しております。このような活動に参加しやすい環境を整え、能力向上につなげ、公務向上に努めたいというふうに思っております。組織におけるキャリアアップという観点では、平成13年度に導入した人事管理運用規定において、職員みずからの発意に基づく昇給、または必要に応じた希望降任の仕組みを制度化しております。実績として、昇任の希望はないのですけれども、降任の希望はこれまでに2名出ております。昇任については、時の職員構成、配置状況もあり、必ずしも本人の意に沿うものとはならないかもしれませんが、今後においてもこの仕組みを継続したいというふうに考えております。

村長になって考える職員研修の現状と目指す村づくりのために必要と思う研修はあるの

かということですが、人材育成方針に基づき研修は進めていきたいという考え方です。特に中堅、若手職員の行政職としてのスキルアップを目的とする研修にウエートを置いていきたいというふうに考えてございます。

最後になります。7番目、人を生かす職場内環境についてでございますけれども、職員個人のスキルアップ、組織全体のスキルアップにはそれに取り組むことができる時間ときっかけをつくるのが重要ですが、複雑多様化する行政事務への対処に時間的余裕がないのも現実であります。公務内外における研修によるインプットとアウトプットに取り組める職場環境を築くためには業務分担の見直しを初め、公共の担い手としての行政と民間の協働、役割分担も必要でないかというふうに考えております。さまざまな経験から知恵を生み出していくための人材育成には、多大な時間を要します。研修とともに職員が働き続けられる職場環境づくりも大切であると認識しております。

以上、辻議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

辻康君。

○3番（辻 康君） ご答弁ありがとうございました。最後に村長のご答弁の中で、7番目なのでございますけれども、7番目の最後に研修とともに職員が働き続けられる職場環境づくりが大切であると、そういう認識していると、そういうご答弁がありましたけれども、まさに大事なことで、スキルアップした職員の皆さんが自由闊達な議論の中でいかに村の行政を盛り上げていくか、そういうことが非常に大事でなかろうかと思えます。今までどうだこうだという話ではないですけれども、スキルアップした自由闊達な議論の中で村長初め皆さんがこの村のために努力していただければ、そういったきっかけになればと思っております。

それと、追加であれですけれども、そういうことも含めて、職場体験なんていう話がありますけれども、学生さんが職場体験なんて話もありますが、できれば行政の方なんかも自分が担当している産業分野についてこれはどういう、村内の企業でも村内の事業でもこれは例えばどういうことしているのだ、身をもって体験することがまたそれぞれの職場に戻ってのフィードバック、ひいては村のためになると思えますけれども、最後にそれだけ村長の考えをお聞きして、質問にしたいと思えます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 職場体験制度というか、そういうのもおもしろいなという、私個人的にはそういう考え方もありますけれども、それにつながるかどうかわかりませんが、私が就任以来とにかく職員については関係する現場に出なさいよと。いろんな産業やっている、農業初め商工業もあるし、当然住民、高齢者のお宅だとかいろいろある。自分が関係している現場についてはきちんと回ってみるよにと。お話をするよにとというふうに話をさせていただいておりますので、そういった部分も含めてなのですけれども、体験をしていかなければならないという認識はございます。ただ、制度として今どのよう

に組み立てれるかというのはちょっとまだきちんとした方向性は持っていませんけれども、辻議員が言われるように、そういったことも一つの方法かなということで頭の片隅にはありますので、今後の検討課題というふうにさせていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） なければ、辻康君の一般質問を終了いたします。

続きまして、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 2件質問いたします。

まず、高齢者福祉施策のあり方についてです。馬場村長は、選挙時のマニフェストにおいて地域の協力で元気いっぱいの子いちゃん、ばあちゃんをふやしますという目標のもと4つの施策を掲げられました。高齢になっても健やかに安心して暮らし続けることができる福祉環境を整えることは、高齢者個々の幸福、QOLの向上にとってのみならず、赤井川村にとって大きな課題である人口減少対策の面からも求められているテーマです。高齢者が転出せざるを得なくなる要因をどれだけ取り除けるかという考え方で検討が必要と考えられます。また、住民に必要とされている事業を展開するにはそれを担う働き手が必要であり、それがきちんと生活できる仕事、ディセントワークであれば住民の雇用の受け皿にもなり得ます。村長のマニフェストは多くの方の共感を得るものと考えますが、具体的な施策の展開に際しては高齢者福祉の充実というだけではなく、人口減少対策、また同じく村の大きな課題として挙げられる働く場所の確保という側面も勘案しながら、大局的な視点で臨んでいただきたいと思います。願いつつ、マニフェストに関連して何点か質問いたします。

1、通院や買い物などのお出かけ支援について。車を運転して移動できなくなること、それに伴って通院や買い物などが困難になることは高齢者が転出する大きな要因であると考えられます。具体的にはどのような対策を検討されているのかお聞かせください。

1、高齢者住居について。一戸建てに独居の方も多く、日常的な生活の維持、除雪、家事等が困難になることも転出の大きな要因となっていると考えられます。ケアハウス、サービスつき高齢者住宅等住居面での整備について必要性をどのようにお考えかお聞かせください。

1、地域全体で高齢化が進み、若い世代も日々の生活に追われるような社会状況の中、地域の協力頼みには限界もあるのではと感じます。地域包括システムの実現を目指し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進する場として地域ケア会議が赤井川村でも開催されています。そこでは地域課題、地域資源をどう捉え、どのような政策形成、地域づくりが検討されているのかお聞かせください。

2件目です。開発と環境保全のルールづくりの必要性についてお尋ねいたします。ことしはかねてから進められていた新幹線のトンネル掘削工事、地熱発電の調査に加え、キロロリゾートの今後10年にわたる事業拡張計画が発表されたり、太陽光発電所の開設、風力発電所設置に向けた調査等、何かと開発事業にかかわる話題の多い一年だったように感じます。経済的な効果が期待される反面、どのような開発行為にも必ずついて回るのが自然

環境破壊という側面です。赤井川村の観光は、申し上げるまでもなく、自然環境と里山の暮らしが生んだ美しい景観があってこそ成り立っています。無秩序な開発を許してしまうと、結果としてみずからがよって立つ土台を失うことにもなりかねません。10月に開かれたG20観光担当相会合では、主要テーマの一つとして持続可能な観光が挙げられました。外国人観光客の急増で加速度的に開発の進んだ倶知安町、ニセコ町が抱えている課題から赤井川村が学ぶべきことは大変多いと感じます。東日本大震災に伴う原発事故後に急速に広まった太陽光、風力などの再生可能エネルギー発電についても乱立による景観の破壊、大規模な森林伐採が引き起こす保水力の低下、土砂災害の誘発、有害物質を含んだ設備の廃棄等への懸念が指摘され、独自に法整備を行う自治体もふえています。現在観光基本条例制定の準備を進めているという美瑛町の角和町長は、道新のインタビューでルールをしっかりと定めることで観光地としての魅力や価値が上がると思うと語っておられます。いわゆる海外マネーを中心とした開発投資熱がまだまだ冷めやらない中、自然環境保護、景観、水資源保全等の条例を早急に制定しておく必要はないでしょうか。きちんとしたルールづくりには、悪質な業者の参入を抑止する役目も果たすと考えられます。赤井川村として持続可能な開発のためにどのようなルールづくりが必要か、村長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員の一般質問についてお答えさせていただきます。

まずは、高齢者福祉施策のあり方についてということで、交通弱者となる高齢者などの対策はどのように考えているかと。交通弱者となる高齢者への対策について、食材を中心とする買い物についてはコープさっぽろおまかせ便が継続されるようコープとのつながりを今後も大事にしたいと考えております。また、介護保険制度における移動手段とは別に交通網の検討については、枝線から幹線へのネットワーク形成の課題解決に向けた地域公共交通活性化協議会の議論を待ちたいというふうに考えております。

高齢者の住宅対策についてのご質問ですけれども、ケアハウスやサービスつき高齢者住宅を村営として整備する考えは現在のところ持ち合わせておりませんが、民間参入を否定するものではないと考えております。また、シルバー住宅の2期計画は中止したわけではないため、住民の皆さんの声を聞かせてもらいながら、規模なども含め検討課題であるというふうに考えております。

地域ケア会議は地域課題、地域資源をどのように捉え、どのような政策形成、地域づくりが検討されているのかというご質問ですけれども、地域課題は個別のケース会議で検討されたケースを積み上げた上で、介護保険課職員と専門職が客観性を持って分析、集約したものが地域課題となり、その課題解決に向けてケア会議で議論を進め、役割分担を明確にしながらかつたに当たるという流れになっております。また、生活支援体制整備事業協議

体において現行の地域資源だけでは解決が困難と判断されるものに関しては、地域ケア会議に提案していく流れをつくっていることから、個別ケースの積み上げだけではなく、地域課題としてとられた政策形成、地域づくりにもつなげる体制としています。具体的な取り組みとしては、SOSネットワークシステムの構築と訓練や課題解決に向け役割分担された構成機関の取り組みの確認、新たな地域資源の掘り起こしなどをテーマにして、毎月1回のペースで開催しております。議員は、ご質問に関して地域の協力頼みには限界があると表現されましたが、それはそのとおりだと思います。しかし、本村の協力体制づくりはまだまだ始まったばかりで、住民の中には協力したいけれども、どのように協力すればいいのかかわからないと言っていただけでもいます。そのような力を効率的に活用させてもらいながら、体制づくりを推進したいというふうに考えております。

次に、開発と環境保全のルールづくりについてというご質問ですけれども、無秩序な開発は当然阻止する必要があります。美しい村を守り育てるためにルールが必要というご意見には同感です。ただ、私は現在国や道が定めている開発や環境保全に関する規制法や抑制法、ガイドラインなどを上回るルールを村独自で定める考えは今のところ持ち合わせておりません。ただし、環境保全の利用、消費と再生のバランスを十分考慮しながら人と自然が調和を保てる村づくりの推進を目標としていますので、関係する地域住民の意見を聞きながら、そのような考えを持った企業と連携しつつ持続可能な開発については指示をしたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、順番にお聞きいたします。

まず、交通弱者となる高齢者などへの対策ということで、コープとのつながりを大事にという点と、あと地域公共交通活性化協議会の議論を待ちたいというお答えでしたが、馬場村長、選挙時にマニフェストに掲げられたときの馬場村長としてのイメージについてお聞きしたいと思います。村長としてどのような方法が可能か、実現させたいか、そのイメージをお聞きしたいと思います。

2点目の高齢者の住宅対策については、シルバー住宅の2期計画は検討課題ではあるというお答えでしたが、シルバー住宅は調理が困難になった方には、自炊が基本の場でもあるので、なかなか栄養面での不安を抱える方などはやはりひとり住まい、難しい点もあります。古平町にはケアハウスやほほえみくらすなど食事の提供も行ってくれるようなサービスを公的にやっているところもあるので、ぜひほかの自治体の例なども見ながら、見守りだけではなく、やはり食事の提供やコミュニケーション、人とのつながりをうまく生み出せるような場として検討していただければなと思います。その辺についてのお考えをお聞かせください。

3点目の地域ケア会議については、質問の趣旨は地域課題、地域資源をケア会議の場で

どのように捉えているかという、その内容についての質問でしたので、今現在過程ではあると思いますが、地域ケア会議の中ではどのような村として検討課題があると整理されているのか、その辺についてもう少し詳しいお答えをいただきたいと思います。

次、2点目の開発と環境保全のルールづくりについて、国などのルールを上回るものは検討されていないということですが、ただ環境の保全と利用、消費と再生のバランスを十分考慮しながら人と自然が調和を保てる村づくりの推進を目標としているのであれば、やはりあらかじめ決め事をしておかないととめられないのです。近隣の事例を見てもわかるように、いざ開発が進んでしまうときちんとしたルールがなければそれを行政のほうでとめるという選択は全くできないので、その点についていま一度お聞きしますが、美瑛町の町長さんもおっしゃっているように、きちんとルールをつくるのが村としてのブランド化にもつながるということもあります。世界に誇るリゾートとしてキロロリゾート、展開していかれるという点についても村として、自治体として国際基準に合わせた、先ほどSDGsのことなど触れられたこともありますけれども、そういう国際基準を満たすような自治体づくりというのも視野に入れて、国や道などよりも一歩進んだルールづくりというのをやはり目指していただきたいと思います。その辺についていま一度お伺いしたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員の再質問についてお答えいたします。

まず、公共交通のイメージということで、本当に当初僕がイメージしていた部分ということでいえば、各地域をブロック別に分けて、そういった地域の中で行政のほうで車なりなんなりと、そういう交通手段を用意して、地域の中で運用してもらおうというようなことをちょっとイメージして、考えていました。ただ、実際仕事についていろんな方と会話をする中で、地域の中に、運転をするといってもみんな高齢化するのだから、運転させること自体が危ないだろうというような意見もあって、一つの考え方としてはおもしろいねと言われたのですが、実現性としてはどうなのかねというようなこともあって、そういうようなことで最初はイメージを、やっぱり地域の協力をもらおうということをイメージで考えていました。それが僕のイメージでした。

高齢者住宅の部分につきましては、先ほど言ったように、民間で進めるということに関しては特に異論がないので、そういう事業者が出てきてくれれば村としてもきちんとサポートしていきたいなど。ただ、どうしても広域連合の介護制度の中ではエリア内の数量のことだとかいろんな部分があるので、一概に例えば村が作りたいたいからは、どうぞというような話にもならないものですから、そういった部分も考慮するふうには考えていかなければならないのだろうと思いますけれども、村が単独でそういった計画もきちんとクリアしながらやっていくという考え方はちょっと僕はないです。あくまでも要するに民間参入があればそこはサポートしていきたいなというふうに考えております。

あと、ケア会議の具体内容については、担当課長から答弁させます。

あと、ルールづくりについては、基本原則からいくと、基本的な考え方というか、そういう考え方でいくと、能登議員が言われることというのは正当な考え方なのかなというふうに思いますが、ただ先ほどちらっとお話出しましたが、SDGsという、要するに持続可能な開発をしながらいかに環境保全をしていくか、経済活動していくかというような部分の考え方というのをやっぱり自治体も持たなければならないというのわかりますし、ただ我々もそのイメージというのはなかなかまだきちっと確固たるものを持っていません。それで、先ほど研修の中でもちょっとお話ししましたが、やっぱりこれは民間のほうが進んでいるのです。だから、そういう考え方を持っている、職員も勉強していかなければならないし、民間の考え方というのもきちんと我々も理解をしながら、そういった民間の手をかける開発的なものというものと連携していければというのが今の僕の考え方です。ですから、あくまでも村で独自のルールをつくるというよりは、そういうSDGsの考え方を持った企業なんかと連携をしていければというふうな考え方が僕の今の考え方です。

済みません。地域ケア会議について。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 地域ケア会議の地域課題の発見というところにつきましては、私のほうからご説明させていただきます。

介護保険課として地域ケア会議を月1回程度開催はしているのですが、その中で見出したものということになります。SOSネットワークのシステム構築をしていかなければならないということで、今後赤井川村でも高齢者の徘徊等が見受けられるだろうということを踏まえて想定をしまして、どういった形でそこをサポートしていくかということにつきまして職員間で情報を共有しまして、通報等の仕組みづくりをしたところでございます。また、高齢者の権利擁護ということで、携わる職員について考え方がそれぞれ違ったりということもございましたので、それについては医療同意の権利を知るだとか、また制度を利用した高齢者の財産管理だとか、高齢者の虐待、不適切なケアについて職員それぞれが統一した見解で今後もサービスの提供を行えるようにということで、統一の認識を持った中で業務を行えるようにというふうな形で会議を進めて、実際行いました。また、地域の個別のケースで自立を阻害する要因はどういったことなのか、それに対してどのように解決していくのかということをそれぞれの専門職が対応をし、解決に向けて行動をとっているというところでございます。また、赤井川村の交通手段というのもやはり交通弱者というところが見えてきたというところもございまして、ただ、今始まりました地域公共交通活性化協議会、その中で含めて今後もそういった課題解決に向けて進めていこうというところでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今お話しいただいた地域ケア会議の点について、課題として今お話しくださったのですが、政策形成の場としての機能もあります。例えば交通のことにつ

いては地域公共交通活性化会議とも連携しながら、どのような方法が望ましいのかということは今後検討されていくのだと思うのですけれども、地域ケア会議自体としてはそういう課題の整理だけではなく、それに対する政策、どのような政策が必要かという点までもし話が、議論が行われているのでしたらその内容をお聞きしたいのが1点と、あとちょっと別の点についていえば、開発と環境保全のルールづくりについて、今馬場村長からお話ありましたように、例えば持続可能な開発についてそういう意識を持った企業と連携するというお話でしたけれども、先ほども申し上げたように、いざ開発が始まってしまえば自治体のほうとしては、意識のある企業とない企業、そうでない企業、企業を選ぶことはできないのです。たとえ自然環境のこと全然ケアしない事業者が入ってきたとしても、きちんとしたルールが先になればそういう事業者の参入を自治体としてはとめることはできないということにもなりますので、もちろんできればいいなという考え方としてはわかりますけれども、現実的に今やはり倶知安やニセコ町などで起こっている事例を見れば決してSDGsなり、持続可能な開発に関心のある事業者ばかりかという決してそうではないと思います。自治体がやはりその辺の線引き、民間任せにしないで、最後に住民を守るのは自治体ですので、住民の生活環境が損なわれないようにきちんとルール、法制化していかないと、善意ある企業が入ってくればその方たちと協力してというのではちょっと考え方が甘いのではないのかなと思います、その点についても最後お聞きしたいと思います。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 地域ケア会議の件でございますが、課題につきましては今現状の資源で解決できるものについては個々に対応をしているということでございますが、今実際積み上げているというような形で、現状としましては政策形成につなげているというような大きなものというのにはございません。今後そういった課題を集積した中で政策形成につなげていければというふうに考えております。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 能登議員のご意見は承りましたので、ただ基本的に私は今の法律、法令に基づいてきちんとやっていくというの、それを守ることがまずは大前提というふうに考えていますので、それに基づいてそういう開発があればきちんとチェックをしていくという考え方で進めたいというふうに考えております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

これで昼食休憩に入ります。

午前 11時51分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 本日は、訪問指導及び介護予防について質問させていただきます。

第7期赤井川村高齢者保健福祉計画の保健サービスとして訪問指導を掲げ、現在健康増進事業による取り組みとして重点訪問を75歳の独居及び75歳以上の夫婦のみの世帯で介護保険サービスの利用がない方々全員に対して実施されているとのことですが、その実施状況についてお聞かせください。

次に、介護予防への取り組みについて質問します。65歳以上の要介護者等において介護が必要となった主な原因として、内閣府の令和元年版高齢社会白書によるとその他を除いて、このその他というのは不明とか不詳を含んでいますけれども、これは24.9%あるそうです。認知症が18.7%と最も多く、脳血管疾患、高齢による衰弱、骨折、転倒、関節疾患の順に多く、男女別では男性が脳血管疾患、認知症、高齢による衰弱、骨折、転倒、女性は認知症、高齢による衰弱、骨折、転倒、関節疾患の順に多いとの結果が示されています。さらに、平成28年の厚生労働省国民生活基礎調査によると、要介護度別に見た介護が必要となった主な原因として、要支援者では関節疾患、高齢による衰弱の順で多く、要介護者では認知症、脳血管疾患の順に多いといった結果も示されています。赤井川村における介護が必要となった主な原因についても把握しているようであればお聞かせください。

今回厚生労働省による介護が必要となった主な原因を見てみると、高齢による衰弱や関節疾患、骨折、転倒が上位に位置づけられていますが、いずれも加齢による骨、関節、筋肉の衰えによるものです。つまり運動器の障害によって移動機能が低下する状態であるロコモティブシンドローム、骨格筋量と骨格筋力が低下した状態のサルコペニア、その結果として筋力や活動が低下する虚弱な状態のフレイル、これらの症状を放置することが自立した生活の妨げとなり、介護を必要とする状況に陥ることになります。ただ、これらの症状は適切な介入によって要介護や要支援の状態に陥らないで済むことが可能とされています。しかしながら、こういった状況については一般的には余り周知されず、年のせいと、その一言で片づけているのが現実かと思います。そこで、介護が必要となる状況について高齢者の皆さん一人一人に今何が起きているかを知っていただくことがまずは介護予防に必要なことと考えます。そのためには、先ほど述べました介護が必要となる要因の一つでもあるロコモティブシンドローム、サルコペニア、フレイルというものの認知度を高め、これらの症状の改善への意識化を図ることが必要と考えます。そのための方策として、訪問指導や広報等あらゆる機会を通しての啓発活動が重要かと考えますが、村長の考えをお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、湯澤議員の一般質問について答弁させていただきます。

まず、1点目の75歳以上の独居及び夫婦のみ世帯で介護保険サービスの利用のない方への訪問状況についてでございますけれども、対象者としては60人、訪問済みが57人、電話による状況確認が2人、今のところ連絡がとれていないという方が1人という状況になっ

ております。連絡がとれていない方については、引き続き確認をとっていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、介護が必要になった主な要因についてのご質問でございますけれども、要因についての分析、集計はしておりませんが、加齢による身体機能の低下及び認知症の発症と疾病によるものが主な要因と考えております。

3点目のロコモティブシンドローム、サルコペニア、フレイルの啓発についてということでございますが、私もこの3つについては認識していなかった症状のため、認知や対処方法について保健師の情報も踏まえ、高齢者への情報提供を図ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 答弁全般に対してちょっと質問したいと思いますけれども、余りにも具体性がなくて、非常に残念な答弁だと思います。少しがっかりしております。例えば今3点答弁されましたけれども、1点目の60人、57人、2人、1人という数字だけを挙げて、このような答弁は全く子供に対する答弁だと思うのです。実施状況を聞いているわけですから、60人というのは一体どういう方、一般高齢者なのか、特定高齢者なのか、あるいは訪問の内容は単なる見守りなのか、それとも栄養管理なんかをしているのか、あるいは運動支援などを行っているかとか、そういった踏み込んだ答弁がいただきたいかと思っております。

さらに、2点目について、主な要因と考えていますということで非常に他人事のような答弁なのです。この実態を把握なくしてどうして対応とか対処ができるわけですか。全く介護予防についての関心の低さというのがこれでうかがえます。

3点目については、情報提供を図りたいということで前向きな回答いただきました。ただ、認知については健康日本21という厚労省が出している中で、その中でロコモティブシンドロームだけなのですけれども、平成24年については17.3%だったのです。これは10年後には80%に押し上げようという目標を立てているわけです。ですから、国がそういうふううたっているわけですから、少なくとも各自治体においてもそういう数字目標と申しますか、数値目標と申しますか、そういうものも出す必要があるのではないかと。そういうものも含めて答弁内容についてご質問させていただきました。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 全体通しての答弁内容が余りにもなさ過ぎということで、それはそういうことで、そういうご意見ということできちんと受けとめたいと思っておりますけれども、答弁に関して余りにも長過ぎるので、短く簡潔に下さいというようなお話があったものですから、今回なるべく短目、短目というふうに考えました。ですから、その辺もうちょっと皆さんのほうとも意見調整をさせていただきながら、今後一般質問に対する答弁のほ

うどうやってやったらいいのかということを考えさせていただきたいと思います。前回詳しくいろんな考え方を入れながらご答弁させていただいたときに余りにも長過ぎというようなご指摘を受けて、今回そういった格好にしたものですから、大変申しわけなかったなというふうに思います。今後議員の皆さんともその辺をちょっと打ち合わせさせてもらいながら答弁の内容について調整をしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第18 議案第58号ないし日程第21 議案第61号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第18、議案第58号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてを議題といたします。

この際、日程18、議案第58号から日程第21、議案第61号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程18、議案第58号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について、日程第19、議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、日程第20、議案第60号 赤井川村老人ホーム入所判定委員会設置条例案について及び日程第21、議案第61号 赤井川村史編集委員会設置条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第58号から議案第61号については、来年4月1日から施行されます地方公務員法及び地方自治法の改正に基づく関連条例の4議案の上程となっております。

初めに、地方公務員法及び地方自治法の改正概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案第58号の最終ページをお開きください。

58ページの上段にあります。法改正の趣旨としまして、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤について特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものとなっております。

以上、概要についての説明を終了し、各議案についてご説明いたします。

新規制定条例並びに改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点等についてご説明させていただきたいと思います。

それでは、議案第58号に参ります。議案第58号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する条例案について。

赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を別紙のとおり提出する。
令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に鑑み、新たに創設される会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

大変恐縮です。資料は用意しておりませんが、口頭にて概要をご説明させていただきたいと思っております。村では、平成9年に非常勤職員取扱規則を制定し、かねてより一般職非常勤職員の任用を行ってきております。この規則において勤務時間は常勤職員より15分短く、1日7時間30分と任用しており、今日まで行っているところです。地方公務員法で定めるパートタイム会計年度任用職員にすべく制度設計を行っております。給与については、村職員の給料表を準用することとしております。任用の形態につきましては月例給、日給、時間給と任用の形態によって分けるような形としております。現行制度と比較し、月例給の最高額につきましては1万5,000円程度上昇することとしております。また、任期が6カ月以上の会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給を、その他通勤手当に類するもの、公務のための旅費についても村職員に準拠する取り扱いとしております。最後になりますが、対象となる非常勤職員は1名と推測しておりますが、条例の附則において制度移行に係る経過措置規定を設け、減給補償を行う仕組みともしてしております。

以上、58号の説明につきまして終了させていただきます。

続きまして、議案第59号についてご説明いたします。議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に鑑み、会計年度任用職員の勤務条件及び特別職非常勤職員の任用に関し必要な事項を定めることとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

本条例は、関連する11の条例を一括して改正するものとなっております。議案24ページの改正要点資料をごらんください。改正条例案第1条及び第2条では、赤井川村交通安全条例と赤井川村交通安全推進員等設置に関する条例を改正し、交通安全推進員、交通安全指導員を特別職任用の適正化を図る観点から会計年度任用職員へ任用することに伴う文言の整理と任期を会計年度の末日までと定めるものが主な改正となっております。

次のページをお開きください。改正条例案第3条においては赤井川村職員定数条例を改正し、条例中の職員の定義から臨時的に任用される職員は定数外であることを規定する改正であり、下段の改正条例案第4条は赤井川村人事行政の運営等の公表に関する条例を地方公務員法の改正に伴い公表の対象となる職員を追加することとしておりますが、フルタ

イム会計年度任用職員の任用を予定していないため、特段の影響はありません。

次のページへ進みます。改正条例案第5条及び第6条においては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例と職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を改正し、会計年度任用職員は地方公務員法に定める分限処分、懲戒処分の適用を受けますことから、休職と減給の規定に関する所要の改正となっております。

次のページから28ページへ進みます。改正条例案第7条及び第8条においては、赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例と赤井川村職員の育児休業等に関する条例を改正し、勤務時間、休暇等に関する諸規定は規則へ委任することとしております。勤務時間につきましては冒頭にご説明したとおりであり、休暇につきましては労働基準法及び国の非常勤職員の休暇制度を準用することとしております。また、育児休業につきましても地方公務員育児休業法に準じた所要の改正を行うこととしております。

28ページの下段に移ります。改正条例案第9条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものです。こちらの改正につきましても、先ほどの法改正の概要についてご説明いたしましたが、地方公務員法によります特別職非常勤職員の任用の厳格化に伴う職の整理として、交通安全指導員や区会長は非常勤特別職になじまないとされておりますこと、また老人福祉法に規定する養護老人ホームの入所を判定する老人ホーム入所判定委員会委員は調査、審査を行う専門的な職であることから、特別職非常勤職員へと位置づけるものとしております。また、近隣町村の例を参考に委員報酬にその他の職として規定をさせていただき、日額報酬、年額報酬の規定を追加しております。これは、法令改正等による急な委員の任用、専門医や弁護士等を各種委員として任用する場合における報酬支給に備えるものとしておりますので、ご理解いただければと思います。

最終ページをごらんください。改正条例案第10条及び第11条において職員の給与に関する条例及び職員に関する旅費支給条例を改正し、会計年度任用職員制度創設に関連し、所要の改正を行うものとしております。

以上で59号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第60号についてご説明いたします。議案第60号 赤井川村老人ホーム入所判定委員会設置条例案について。

赤井川村老人ホーム入所判定委員会設置条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、地方公務員法の改正による特別職非常勤職員の任用の適正化を図るため、老人ホームの入所に係る総合的判定を行う委員の職務の性質を鑑み、委員会設置根拠を条例とするため、この条例を制定しようとするものであります。

現在同委員会においては老人ホーム入所判定委員会設置要綱により委員を委嘱しておりますが、職務の性質から地方公務員法の規定による非常勤特別職として明確に任用し、報酬の支給対象の職と整理するため、条例化を図るものとしております。

最後になりますが、議案第61号についてご説明いたします。議案第61号 赤井川村史編

集委員会設置条例案について。

赤井川村史編集委員会設置条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、地方公務員法の改正による特別職非常勤職員の任用の適正化を図るため、村史編集に関する事項について調査、審議等を行う委員の職務の性質を鑑み、委員会設置根拠を条例とするため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第60号と同様に村史編集委員会設置要綱により今それを設置根拠としておりますが、当面は委員の任用は想定されませんが、この職を非常勤特別職として明確にし、報酬の支給対象の職と整理するため、条例化を図るものとしております。

長くなりましたが、議案第58号から議案第61号までを一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

辻康君。

○3番（辻 康君） 議案第59号についてご質問いたします。

別表第1にそれぞれ単価が出ていますけれども、例えば今、これはいわゆる報酬という考えですね。いわゆる労賃ではないわけですね。今例えば最低労働賃金が時給861円になっています。これ見ると、例えば時間八百何円というのもありますし、861円で計算すると日給も七千幾らになるわけですが、それより下回っている金額も結構見受けられますけれども、この相違はただ報酬といわゆる労務費の違いで片づけていいものかなと思ったりしているのですけれども、その辺のご見解はどうでしょうか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 例えば、今時給のお話が出ましたので、20ページ目、新旧対照表にありますけれども、ここで上から4行目、5行目、投票所の投票立会人、例えば日額では1万700円、途中交代の場合1時間当たり830円ということで、今ここの部分のお話かなとも思いました。ここの部分につきましては、選挙の関係の費用につきましては国政選挙における基準額というものが法令で設定されておりまして、その金額をこの報酬条例で準用している形をとっております。よって、国の基準を参考に選挙の部分については設定をさせているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 辻康君。

○3番（辻 康君） 下がることはないでしょうけれども、その都度上がったたりするという話ですね。いわゆる国の今おっしゃった選挙があるたびということではよろしいですか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 選挙の都度ということではございません。私も選挙の事務を平成23年ぐらいからしておりますけれども、その間改正があったような記憶はございませ

ん。よって、国の基準の、政令だったか法律だったかなのですけれども、その基準の改定というのがいつ行われるかというのは私どももわかりませんので、ただその改正がされた都度報酬条例を改正してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 辻康君。

○3番（辻 康君） 時給もそうですし、日給も日額6,000円だとか7,000円だとか、一日びっしり委員会に出ているかどうか別として、いわゆる最低賃金を下回っているわけです。それなんかについてもいろいろ予算の関係もある、国の絡みもあるでしょうけれども、安いなという気がして仕方がないのですけれども、どうでしょうか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） そもそもこの報酬条例なのですけれども、制定の経緯におきますと、昭和47年に制定されて、大幅な改正が昭和63年にされております。今お話があった日額6,500円等につきましては、多分昭和63年から改定はされていないかなというふうに認識をしております。ただ、今お話がありましたように、例えば会議の報酬として1日8時間を拘束して会議に参加していただくということは想定をしておりますし、現状もありません。条例の別表、この後ろのほうに書いてはありますけれども、会議の時間が2時間未満の場合についてはこの6,500円を半額にするというような条例規定を設けさせていただいております。単純に2時間としますと三千二百何がしなので、1時間当たりそれなりの金額にはなっているかなとも思います。いずれにしましても、1日8時間の拘束でこの金額ではないということだけのご理解をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 会計年度任用職員のことについてお聞きいたします。

地方公務員法ではパートタイム職員とともにフルタイム職員の規定もございしますが、赤井川村の今度制度改正に当たってはフルタイム職員は設定しないということで理解してよろしいのかという点、あとこの制度自体についてはフルタイムの職員より一分でも短かったらパートタイム扱いという、そのこと自体には大変批判もあるところです。赤井川村の場合も1日に直すと大体15分くらいの違いでパートタイムになってしまうということについてそれが適正なのかどうかという点と、あと制度の導入に当たっては総務省から制度改正における導入マニュアルというものが示されていると思うのですけれども、その中で、法の趣旨としては非正規の職員の方の処遇改善というのが大きな目的の一つでありますので、まずは今の非正規職員の方たちの実態を調査、把握した上で、任用根拠を見直し、明確化、適正化して、まずその職について整理をなささいということを語られています。具体的に申しますと、その職、その職について例えば任期の定めのない職員が行うのが適切なのか、または任期に定めのある、1年なりの方に担わせるのが適切なのか、あとはフルタイムにするべき標準的な業務の量があるのかなど、まずはその職について整理した上で制度設計してくださいというのが示されていると思うのですが、それを踏まえすと赤井

川村の場合は制度は非常勤の方、さっきご説明あったように、規則として15分短い時間になって、パートタイムでしたらわかるのですけれども、では実際働いている方の勤務実態というのはどうなっているのか。その実態を踏まえた上でフルタイムの職員さん、該当する方がいないという判断なのか。方というか、該当する職です。そういう理解でよろしいのかお聞きしたいと思います。

あと1点、対象人数なのですが、先ほど議案第58号のところで1名とおっしゃっていたと思うのですけれども、だとすると今非常勤で働いている方の中で1名というのが、その辺、今働いている方、そのままほとんどの方が行政の一般職として会計年度職員に移行するというイメージだったのですけれども、今実際働いている方がどういう扱いになるのか、もうちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） まず、1点目につきましてはお見込みのとおりというふうにお答えをさせていただくのが一つで、パートタイム会計年度任用職員の設計をしております、フルタイムの設定はしてございません。そこにつきましては、冒頭お話をしましたけれども、平成9年より非常勤取扱規則に基づいて現在のいわゆる嘱託員さんと言われる方々を任用しております。その考え方を踏襲しております。一部新聞報道等によりまして、ご指摘のありました一分でも短くすることによって任用、フルタイムからパートにというようなご指摘、そういうような自治体もあるようなこともニュース等では伺っていますけれども、うちの村におきましてはそもそも15分短く非常勤職員として設定をしておりますので、そのようなご指摘には当たらないかなと。今7時間45分で働いていただいている方を15分切るというようなことでは考えてございません。まず、それが1つ目です。

職の整理という部分につきましては、先ほど59号でもお話をしましたけれども、特別職非常勤職員の任用の関係で職の整理という観点といわゆる嘱託員、会計年度に移行するための職の整理という観点、2点がございます。会計年度任用職員の部分の働き方という部分でございますけれども、我々想定しているのはあくまでも一般職の職員の補助業務をしていただくというのが大前提として考えております。一部時間外勤務が発生している職員もおりますけれども、全てがそのような状態ではありませんので、パートタイム会計年度任用職員という制度の設計で対応が問題ないものだというふうに認識をして、制度を、条例を提案させていただいております。

もう一点、1名の件につきましてはですけれども、非常勤特別職の職務の性質によりまして特殊な技能という部分で給与条例等非常勤職員の条例の中にも、規則の中にもあるのですけれども、基準の給与よりも若干高い給与、報酬をお支払いしている、そのような任用の職員が1名ございます。ここでは誰というふうなお話はさせていただくことしませんけれども、そのような職員がいるということで今回経過措置規定を設けさせていただいているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、1点目について、そもそも15分短いからというお話だったのですけれども、先ほど質問しましたように、まず実態を調査、把握してくださいということです。今の非正規の方の働き方見ますと、15分くらい早く出てきたり、遅くなったり、常態化しているのではないか。もちろんいろんな働き方の方いるので、全ての方とは申しませんが、何人か、幾つかの職では当たり前のように早く出てきて、遅く帰るといのがもし常態化している実態があるのだったら、やはりその辺は果たして1日7時間半というのは適正なのかどうか、そこから考えなければいけない問題だと思いますし、あと職の整理という点であくまで一般職の補助業務というおっしゃり方をされましたけれども、今非正規の方、ほとんどの方は基幹職員として、決して正規の職員の方の補助業務をしている方ばかりではないと思います。その方がいないと、その方の仕事は一般の正規の方では代替できないような仕事をされている方もいらっしゃると思います。そういうのを十把一からげにして会計年度任用職員、パート職員、パートタイムというくくりをするのは大変乱暴なやり方ではないのかなと思います。あくまで今非正規の方の働き方に寄り添った制度設計というのがやはり法の趣旨に沿うことになると思いますので、今回のこの条例案はそういう面ではちょっと雑なつくり方だったなという印象を持っております。

あと、対象人数のことは、済みません、ちょっと私今整理できないので、また改めてこの場以外でお聞きしたいのですが、その上でフルタイムとパートタイムですと色々な待遇の格差があります。まず、フルタイムですと生活給として支給されるものがパートタイムですとあくまで報酬、通勤手当も先ほど通勤手当のようなものみたいなおっしゃり方しましたけれども、あくまでも費用弁償とした支払い、平たく言えば制度上生活を支えるという給与ではなくなってしまうので、やはりフルタイムとパートタイムという点での格差は残ってしまうということになります。先ほどご紹介した導入に関するマニュアルの中には、このような文章があります。財政上の制約を理由として合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、フルタイムでの任用について抑制を図ることは法の趣旨に沿うものではない、こういう文面もあります。いま一度赤井川村で働いている非正規の方の実態から制度設計、ぜひ見直していただきたいと思います。今回のこの改正で臨時職員の方とか、そういう方の期末手当が出たり、そういう若干の改善がありますので、否決ということまではしないですが、ただ足りない部分、欠けている部分、かなりあると思いますので、ぜひ条例の改正も視野に入れてもう一度検討していただきたいと思います。

その上でなのですが、パートタイムの会計年度職員になると退職金の定めがなかったと思います。今現在ですと条例ではなく規則で退職金、ある程度の年月働かれた方に関しては支給されていると思いますが、その辺退職金の扱いがどうなるかという点と、58号ですか、議案の。今現在非正規職員の方に特別報償金2カ月分という定めになっているものが期末手当、この中読んだ限りでは何カ月分とか、そういう明記されているものがなかったと思うので、期末手当の額についてどのように変わるのかについてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） まず、今の嘱託員さん等においてある意味基幹的業務を担っている職員がいるのではないか、それについて15分と短くして、パートタイム職員とするのはいかがなものかというふうにご理解をさせていただきました。両方一緒にお答えさせていただくことになるのですけれども、ある程度専門的な、先ほど私のほうも一般行政事務を補完してもらうというようなお話をさせていただきました。そのような職をしている職員もいます。あと、確かにおっしゃるように専門的な、場合によっては資格、技能を持って、非常勤、嘱託職員として任用されている方もいらっしゃいます。一部、全てではないのですけれども、そのような専門的な職を持っている方については現行の非常勤職員の規則においてもいわゆる手当的なものとして報酬とは別に上乘せをして、それらの部分のインセンティブとしてお支払いをさせていただいているというのはまず1つご理解をいただいているかなというふうに思います。あと、合理的理由の部分です。総務省のマニュアルのお話ですけれども、総務省のマニュアルのほかに我々全国町村会の法務支援室からも資料いろいろいただいています。何をもち合理的理由かというのはさまざまな観点があるかと思えますけれども、いずれにしましても平成9年から非常勤職員の取扱規則として約20年以上このような制度運用でうちは非常勤職員の任用させていただきました。冒頭お話をしましたけれども、今回会計年度職員に移行することによって報酬額の一定の増加というものも考えております。それらをもってまず皆さんの働きやすい環境というもの、あと待遇の改善というものに努めてまいりたいというふうに思っております。

退職手当と期末手当につきましてですが、退職手当については現行ルールはございません。明文化されたものはございませんが、予算審議をいただいて、退職の報賞という形で一定の期間を過ぎた段階で補正予算計上させていただいて、今まで支給をしているというのが現状です。それにつきましても自治法の今回の改正でご指摘のとおりパートタイム会計年度任用職員につきましては退職手当の支給対象外となつてはございますが、改めて庁内の中でその部分については検討してまいりたいというふうに思っています。ただ、法律の中では支給はできないということになっているのはご理解をいただきたいというふうに思います。あと、期末手当につきましては、先ほどお話もしましたけれども、常勤職員と同様に6月、1.3、12月、1.3、計2.6カ月の期末手当の支給というものを考えております。よその町村のお話をするのも恐縮ですけれども、ほかの町村によってはこの率を下けている町村もあるように聞いています。ただ、うちは職員と同じような率ということで制度を設計させていただいておりますことを最後にご説明させていただいて、回答にさせていただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） 理事者に申し上げますけれども、条例の制定等、それ以上の答弁だとかあるということは審議に入った中でやらなければ、決まっていないことをずるずる、ずるずると言っているものでないから、だからそれはそういう形の中できちっと改めて答弁するものはする、委員会の中でするだとかとしなければ、条例制定に関して以外に言っ

てしまうといつどの段階でそういう形という、変な誤解を得るので、端的に質問することについて答えるようにしてください。

そのほか質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 質疑がなければ、討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第58号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第58号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案については、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案については、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第60号 赤井川村老人ホーム入所判定委員会設置条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第60号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第60号 赤井川村老人ホーム入所判定委員会設置条例案については、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第61号 赤井川村史編集委員会設置条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第61号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数です。

よって、議案第61号 赤井川村史編集委員会設置条例案については、原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第22 議案第62号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第22、議案第62号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私のほうから上程をいただきました議案第62号について説明をさせていただきます。

議案第62号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

理由としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、この条例を改正しようとするものです。

なお、条例文の朗読はいたしません。改正点につきましては改正要点資料により説明させていただきますので、3ページをごらんください。

要点を記しておりますが、これは成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に伴う改正につきまして、さきに説明のありました総務課所管条例と同様にここでは関連する児童福祉法の法律に定める保育士並びに里親などに該当しないとされる欠格条項より成年被後見人及び被保佐人を除く改正が行われたことにより本条例を改正するものでありますが、現在赤井川村においては家庭的保育事業等は行われておりませんので、今回の改正による直接の影響はないと思われま

す。以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上、保健福祉課所管の条例に関する説明を終わります。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第62号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第62号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長(岩井英明君) 会議を再開いたします。

◎日程第23 議案第63号ないし日程第27 議案第67号

○議長(岩井英明君) 次に、議案第63号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

この際、日程第23、議案第63号から日程第27、議案第67号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第63号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算(第5号)、日程第24、議案第64号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第25、議案第65号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号)、日程第26、議案第66号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)及び日程第27、議案第67号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第4号)を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま上程いただきました補正予算についてご説明

をさせていただきます。

まずは、令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

1 ページ目おめくりください。第63号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度赤井川村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,048万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,569万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

1 枚おめくりください。第1表、歳入歳出予算の補正、歳入、12款負担金及び交付金1項負担金、既定額から42万9,000円を減額し、179万1,000円にしようとするものでございます。

14款国庫支出金、既定額から147万3,000円を減額し、3,658万2,000円にしようとするものでございます。1項国庫負担金で147万3,000円の減額、2項国庫補助金で308万3,000円の減額でございます。

15款道支出金、既定額に227万6,000円を追加し、6,577万6,000円にしようとするものでございます。1項道負担金で85万6,000円の減額、2項道補助金で310万8,000円の増額、3項委託金で2万4,000円の増額でございます。

17款寄附金、既定額に4,000万円を追加し、1億5,005万2,000円にしようとするものでございます。1項の寄附金でございます。

20款諸収入、既定額に109万7,000円を追加し、7,309万5,000円にしようとするものでございます。4項雑入でございます。

21款村債、既定額に1,210万円を追加し、1億2,783万5,000円にしようとするものでございます。1項の村債でございます。

歳入合計、既定額に5,048万8,000円を追加し、22億9,569万9,000円にしようとするものでございます。

続きまして、次ページに入ります。歳出、1款議会費、既定額に148万1,000円を追加し、5,134万7,000円にしようとするものでございます。1項議会費の追加でございます。

2款総務費、既定額に2,778万5,000円を追加し、4億7,955万7,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費2,580万9,000円の追加、2項徴税費30万6,000円の追加、3項戸籍住民基本台帳費167万円の追加でございます。

3款民生費、既定額から143万5,000円を減額し、3億4,809万円にしようとするものでございます。1項社会福祉費で218万9,000円の減額、2項児童福祉費で75万4,000円の追加でございます。

続きまして、4款衛生費、既定額から66万5,000円を減額し、2億3,514万8,000円にしよう

うとするものでございます。1項保健衛生費の減額でございます。

5款農林水産業費、既定額に21万3,000円を追加し、1億1,701万8,000円にしようとするものでございます。1項農業費の追加でございます。

6款商工費、既定額から144万3,000円を減額し、7,545万5,000円にしようとするものでございます。1項商工費の減額でございます。

7款土木費、既定額から481万8,000円を減額し、3億5,016万9,000円にしようとするものでございます。1項土木管理費で8万円の追加、2項道路橋梁費で739万円の減額、河川費では内訳の増減で、補正額の増減はございません。次ページに入ります。4項住宅費の既定額に249万4,000円を追加し、6,171万7,000円にしようとするものでございます。

8款消防費、既定額に259万3,000円を追加し、1億6,750万2,000円にしようとするものです。1項の消防費の増額でございます。

9款教育費、既定額に106万5,000円を追加し、1億8,306万7,000円にしようとするものでございます。1項教育総務費で219万8,000円の減額、2項小学校費で42万2,000円の増額、3項中学校費で259万9,000円の増額、4項社会教育費で6万9,000円の増額、5項保健体育費で17万3,000円の増額でございます。

11款予備費、既定額に2,577万5,000円を追加し、5,229万9,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に5,048万8,000円を追加し、歳入同額の22億9,569万9,000円にしようとするものでございます。

続いて、次ページに行きます。第2表、地方債補正でございます。起債の目的につきましては、変更になる分を挙げてご説明をさせていただきます。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございますので、限度額のみご説明させていただきます。まず、過疎対策事業債、富田線道路改良工事費でございます。10万円減額の、補正後は1,180万円の限度額でございます。続いて、橋梁の長寿命化事業費として、補正額として780万円増額の3,670万円の限度額でございます。続きまして、1つ飛びまして基幹水利施設管理事業、補正額40万円の減額で、370万円の限度額でございます。過疎債合計で補正後の額としては8,400万円、730万円の増額となります。続いて、公共施設等適正管理推進事業債、旭丘用水路補修事業ということで、新規でございます。新規で90万円の限度額計上でございます。続きまして、その次の段で、緊急自然災害防止対策事業債、2本でございます。共栄の沢川護岸復旧工事としまして、新規に260万円の計上でございます。曲川護岸復旧工事として、これも新規でございます。130万円の計上でございます。合計で390万円でございます。

起債目的につきましては以上でございます。トータル、合計としまして補正後につきましては1億2,783万5,000円、補正前からすると1,210万円の増額ということで計上させていただいております。

今回の一般会計補正予算の歳入の主な大きなものとしては、ふるさと納税収入で4,000

万円の増額、起債の変更として1,210万円の増額をしております。歳出の主な要因といたしましては、人事院勧告による人件費の増というものがございます。ほかふるさと納税返礼品等に係る経費として2,400万円の増、移住定住事業積立金として300万円の増、中学校の全道全国のスキー大会出場支援分として211万3,000円の増ということで、そのほかの増減につきましては事業終了に伴う不用額、執行残を減額しているということでございますので、以降につきましては後ほど副村長以下で説明をさせますので、よろしくお願ひいたしたいというふうに思います。

続きまして、令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）についてご説明をいたします。

1 ページ目でございます。議案第64号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,929万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目に入りまして、第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。6款諸収入、既定額に458万3,000円を追加し、458万8,000円に、3項の雑入の増額でございます。

歳入合計、既定額に485万3,000円を追加し、5,929万円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、1款総務費、既定額に1万4,000円を追加し、4,998万4,000円に、1項総務管理費で1万4,000円の増額でございます。

5款予備費、既定額に456万9,000円を追加し、919万8,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に458万3,000円を追加し、歳入同額の5,929万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長にご説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

続きまして、令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第3号）でございます。

1 ページ目でございます。議案第65号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,401万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款サービス収入、既定額から147万4,000円を減額し、1,626万5,000円にしようとするものでございます。1項介護給付費収入として129万円の減額、3項自己負担金収入として18万円の減額でございます。

2款繰入金、既定額から7万2,000円を減額し、3,672万9,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金の減額でございます。

4款諸収入、既定額から4万8,000円を減額し、101万8,000円にしようとするものでございます。1項雑入の減額でございます。

歳入合計、既定額から159万4,000円を減額し、5,401万3,000円にしようとするものでございます。

次、3ページ目に入ります。歳出、1款総務費、既定額に7万1,000円を追加し、4,240万9,000円にしようとするものでございます。1項施設管理費の増額でございます。

2款事業費、既定額から166万5,000円を減額し、1,150万4,000円にしようとするものでございます。1項サービス事業費の減額でございます。

歳出合計、既定額から159万4,000円を減額し、歳入と同額の5,401万3,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長において説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）でございます。

1ページ目をお開きください。議案第66号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,385万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額から105万8,000円を減額し、1,798万3,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金の減額でございます。

歳入合計、既定額から105万8,000円を減額し、7,385万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、1款総務費、既定額から6万6,000円を減額し、844万4,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費の減額でございます。

2款営繕費、既定額から99万2,000円を減額し、5,628万8,000円にしようとするものでございます。1項営繕費の減額でございます。

歳出合計、既定額から105万8,000円を減額し、歳入と同額の7,385万3,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

それでは、最後になります。令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第4号）でございます。

1ページ目をおめくりください。議案第67号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,755万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3款繰入金、既定額から16万2,000円を減額し、5,601万8,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金の減額でございます。

歳入合計、既定額から16万2,000円を減額し、6,755万8,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額から4万5,000円を減額し、366万4,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費の減額でございます。

2款営繕費、既定額から11万7,000円を減額し、4,278万1,000円にしようとするものでございます。1項営繕費の減額でございます。

歳出合計、既定額から16万2,000円を減額し、6,755万8,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上、補正予算の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和元年度一般会計補正予算（第5号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の9ページ目をお開き願いたいと思います。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額から42万9,000円を減じ、179万1,000円にしようとするものでございます。内容は、保育所無償化により対象者が減となったことによる減額でございます。

次に、10ページに移ります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額から147万3,000円を減じ、3,640万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、保育所無償化の国庫負担基準の確定によるもので、不足分については今後交付金として交付される予定でございます。

続いて、中段、14款2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、既定額から308万3,000円を減じ、147万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、子ども・子育て支援事業費補助金の皆減で、当初国庫補助金で支払われる予定のものだったものが道補助金となったものの組みかえでございます。

次に、11ページのほうに移ります。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額から85万6,000円を減じ、2,363万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、国同様に保育所無償化の国庫負担基準額の確定によるもので、不足分は今後交付金として交付される予定でございます。

続いて、中段、15款2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額に2万5,000円を追加し、549万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、下刈り事業道補助金の増額で、補助金の額の確定によるものでございます。

同じく中段、15款2項2目民生費道補助金、既定額に308万3,000円を追加し、502万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、国庫補助金同様子ども・子育て支援事業費補助金が当初国庫補助金で支払われる予定だったものが道補助金へと変更になったための組みかえでございます。

同じく下段、15款3項委託金、3目土木費委託金、既定額に2万4,000円を追加し、85万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、消費税の増額に伴う増でございます。

次に、12ページに移ります。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、既定額に4,000万円を追加し、1億5,005万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、ふるさと納税が当初見込みでは歳入不足があつてならないことから、前年度の7割程度を見込んでおりましたけれども、本年度も前年度並みに1億5,000万程度の寄附金が見込めるための増額ということになります。

続いて、13ページに移ります。20款諸収入、4項雑入、6目雑入、既定額に109万7,000円を追加し、2,256万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、いきいきふるさ

と推進事業助成金で、100万円の新規計上、これは北海道市町村振興協会より地域活性化のソフト事業を対象として助成金が出る事業でございますが、今年度村では開村120周年の記念桜植樹事業が対象となったことから、またこの額が確定したことによる計上でございます。また、町イチ！村イチ！2019出展町村助成金は、北海道町村会より全国町村会が主催した東京で行われましたこの事業に出展した町村に対して助成金が交付されるものでございまして、こちらも額が確定したことによる計上でございます。

次に、14ページのほうに移ります。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額に730万円を追加し、8,400万円にしようとするものでございます。内訳は、橋梁長寿命化事業の対象額が確定したことによる増と工事等の額の確定による減でございます。

続いて、中段、21款1項3目公共施設等適正管理推進事業債90万円を新規計上するものでございます。内訳は、旭丘用水路補修事業が対象として採択される見込みとなったことによる計上でございます。

同じく下段、21款1項4目緊急自然災害防止対策事業債390万を新規計上するものでございます。内訳は、共栄の沢川護岸復旧工事及び曲川護岸復旧工事が対象として採択される見込みとなったことによる計上でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

なお、一般会計補正予算の歳出及び各特別会計の歳入歳出につきましては各担当課長より説明を申し上げます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課所管歳出予算についてご説明させていただきます。

15ページ目になります。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額に141万8,000円を追加し、5,134万7,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告に基づく職員手当、共済費の増、18節備品購入費につきましては議会、委員会会場における音響施設の導入に要する費用となっております。

16ページ目に移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に2,133万3,000円を追加し、2億5,048万3,000円にしようとするものです。1節報酬と9節旅費は、地域公共交通活性化協議会の開催に伴う委員報酬と関連予算の増、2節給料から4節共済費は職員の異動や人事院勧告に伴う人件費の補正、8節報償費はふるさと納税収入増加に伴う返礼品費用、12節役務費も同様にふるさと納税システム決済手数料の増額、19節負担金補助及び交付金につきましては市町村生活バス運行補助金、これは北海道中央バスに対する補助金の金額確定に伴い305万9,000円を減額するものです。

17ページ目に移ります。2款1項3目会計管理費、既定額に36万3,000円を追加し、338万5,000円にしようとするものです。13節委託料に地方自治法改正に伴う財務会計システム改修費用を計上するものです。

続きまして、2款1項4目財産管理費、既定額から3万7,000円を減額し、280万2,000円にしようとするものです。13節委託料は公会計作成支援業務委託料の執行残を減額し、15節工事請負費につきましても村有林下刈り事業の執行残を減額するものです。

続きまして、2款1項6目諸費、既定額に240万円を追加し、449万9,000円にしようとするものです。23節償還金利子及び割引料ですが、法人税の確定申告に基づき昨年度予定申告により収納された法人税を返還するものに190万円、その他50万円につきましては同様の申告に対処するための予算計上とさせていただきます。

続きまして、17ページ下段から18ページにかけてご説明いたします。2款1項8目企画費、既定額に175万円を追加し、9,229万3,000円にしようとするものです。人事院勧告に基づく人件費の増額のほか、11節需用費につきましては道の駅の暖炉煙突清掃に要する費用87万円、その他急な修繕に対応するための修繕費として63万円の計上をさせていただきます。

12目開村120年記念事業費につきましては、歳入において副村長から説明のありましたとおり、桜記念植樹事業の特定財源の増額補正に伴う財源内訳の変更となっております。

続きまして、2款2項徴税费、1目税務総務費、既定額に30万6,000円を追加し、1,310万2,000円にしようとするものです。職員の異動や人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、9節旅費から14節使用料及び賃借料までについては、事務的経費を増額計上するものです。

続きまして、19ページ中段へ移ります。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に167万円を追加し、2,318万円にしようとするものです。補正内容は、職員の異動や人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

続きまして、35ページをお開きください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に256万1,000円を追加し、1億5,902万1,000円にしようとするものです。補正内容は、北後志消防組合負担金の増額となっております。

続きまして、8款1項2目災害対策費ですが、既定額に3万2,000円を追加し、848万1,000円にしようとするもので、職員採用等に伴い災害対応の作業服の購入を増額するものです。

続きまして、38ページ目になります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に2,577万5,000円を追加し、5,229万9,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整をとるための予備費の計上でございます。

なお、終わりになりますが、39ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書20ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から33万2,000円を減額し、1億1,115万8,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告等による職員の人件費を補正しようとするもののほか、8節、11節、13節で執行残の整理と9節、14節で実績からの推計による増減額を計上するものとなっております。

続きまして、3款1項2目老人福祉費、既定額に12万1,000円を追加し、5,501万8,000円にしようとするものです。内訳は、19節負担金補助及び交付金で52万3,000円の増、こちらは在宅高齢者除雪支援助成金について昨年度実績及び申請状況による見込みとして増額するものと、また老人補聴器購入費補助金で1件申請があった分を増額しているものです。続きまして、20節扶助費で33万円の減、こちらは敬老年金の執行残を減額するものです。28節繰出金で7万2,000円の減、こちらは介護保険サービス事業特別会計の繰入金予算額減に伴い減額となるものです。

続きまして、23ページをお開きください。3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に4万円を追加し、13万円にしようとするものです。内訳は、支給対象者の増によるものです。

3款2項2目乳幼児医療費、既定額に24万3,000円を追加し、399万7,000円にしようとするものです。内訳は、実績に基づく推計により増額するものとなっております。

続きまして、3款2項3目保育所運営費、既定額から73万9,000円を減額し、4,016万2,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告等による職員の人件費を補正しようとするもののほか、7節賃金で169万2,000円の減額、こちらは当初予定しておりました臨時職員1名、フルタイムから非常勤のパートへかわったことによって実績見込みにより減額するものとなっております。続きまして、11節需用費で実績に基づく推計による増額、13節で広域入所委託料の対象者増に伴う増額と業務委託契約締結に伴う委託料確定による執行残を整理するものとなっております。

続きまして、24ページをお開きください。3款2項4目児童措置費、既定額に121万円を追加し、1,461万6,000円にしようとするものです。内訳は、20節扶助費で対象者の増により増額するものとなっております。

続きまして、25ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に96万4,000円を追加し、2,316万3,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告等による職員の人件費を補正しようとするもののほか、13節委託料で8万6,000円の増、こちらは9月にも補正を行っていますが、さらに対象者がふえたことから、必要額を増額しようとするものとなっております。19節負担金補助及び交付金で80万4,000円の増、こちらは余市協会病院の救急医療体制を維持するために北後志5カ町村で財政支援を行うために計上するものとなっております。

次に、4款1項2目予防費、既定額に5,000円を追加し、1,193万5,000円にしようとするものです。内訳は12節役務費で5,000円の増、こちらは診断書作成及び風疹抗体検査に要する事務手数料について推計により必要と見込まれる額を増額するものとなっております。

次に、13節委託料で5万円の減、20節扶助費で同額5万円の増、こちらは赤井川村での定期予防接種費用について、村では赤井川診療所及び余市医師会と村が委託契約を締結して、その契約医療機関での接種を基本として助成を行っているところですが、入院や入所のため契約医療機関での接種が難しい場合は対象者の希望する医療機関と別途契約をすることで対応してきております。しかし、近年入院、入所高齢者のほか、疾病等によって契約医療機関外の医療機関での接種を希望する方がふえてきていることから、償還払いによっても支給できる要綱を定め、これに対応するために予算の一部を振りかえたものとなっております。なお、償還払いの対応は令和2年1月より開始し、詳細につきましては1月広報紙等に掲載して周知する予定となっております。

続きまして、26ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費、既定額から185万2,000円を減額し、1億5,195万3,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告等による職員の人件費を補正しようとするもののほか、11節需用費の光熱水費と燃料費をそれぞれ増額するもので、施設管理における電気代と燃料代についてこれまでの実績に基づく推計により不足すると見込まれる金額を計上したものです。12節役務費でもごみ袋販売手数料について実績に基づく推計により不足が見込まれる金額を増額しております。次に、19節負担金補助及び交付金で、これは北後志衛生施設組合負担金の減額に伴う92万7,000円の減となっております。また、28節繰出金で122万円の減、こちらは簡易水道事業特別会計で105万8,000円、下水道事業特別会計で16万2,000円をそれぞれの特別会計予算の補正に合わせて減額を行っているものです。

次に、27ページ中段をごらんください。4款1項4目診療所費、既定額から2万8,000円を減額し、4,058万7,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告等による職員の人件費を補正しようとするものとなっております。

次に、4款1項5目健康支援センター費、既定額に24万6,000円を追加し、751万円にしようとするものです。内訳は、11節需用費の光熱水費を増額するもので、こちらは健康支援センター管理における電気代につきまして前年からこれまでの実績に基づく推計によって不足すると見込まれる金額を増額したのとなっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

21ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額から22万5,000円を減じて3,847万1,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告による職員の人件費を補正しようとするもののほか、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料について実績と見込みに合わせた減額、13節委託料の介護保険事業弁護士委託料については20万円を皆減しようとするものでございます。こちらの弁護士委託料につき

ましては、昨年度より介護保険事業において訴訟が起きた場合、弁護士委託料ということで新規に計上しておりましたが、実績等も踏まえて皆減しようとするものでございます。

22ページをお開きください。3款1項7目地域支援事業費、既定額から175万3,000円を減じて5,245万8,000円にしようとするものです。内訳は、9節旅費、19節負担金補助及び交付金の諸会議費負担について実績と見込みに合わせた減額、11節につきましてはシルバーハウジング生活援助員執務室の電気料の増額、12節役務費につきましては郵便料の減額、レクリエーション保険料の増額をしようとするものでございます。13節、地域包括支援センター運營業務につきましては153万7,000円を執行による減額、社会福祉士派遣事業業務委託料につきましても12万9,000円を執行により減額しようとするものでございます。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

28ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額から1万1,000円を減額して807万3,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、人事院勧告に伴い職員人件費、2節給料、3節、職員手当の増額、4節共済費を減額しようとするものでございます。

続いて、中段、2目農業総務費、既定額から3,000円を減額して2,889万円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告に伴い職員人件費、2節給料、3節、職員手当の増額、4節共済費を減額しようとするものでございます。

続いて、29ページに参ります。3目農業振興費、既定額に25万円を追加して2,859万1,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、19節、負担金補助、交付金につきまして今年度新たに研修した新規就農研修生1名分の営農実習支援として研修受け入れ農家に対しまして助成金を計上しようとするものでございます。

続いて、中段、9目水利施設管理費、既定額から2万3,000円を減額して1,890万8,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、13節委託料につきましてダム施設の管理に係る委託業務について増額と執行残を整理しようとするものでございます。

続いて、30ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から7,000円を減額して1,606万8,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告に伴い職員人件費、3節、職員手当の増額、4節共済費を減額しようとするものでございます。

続いて、中段、3目小公園管理費、既定額から143万6,000円を減額して3,472万円にしようとするものです。補正内容は、13節委託料につきまして公園管理委託業務の執行残の整理をしようとするものでございます。

以上で産業課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

31ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額に8万円を加え、2,069万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、2節から4節で人件費で3万2,000円の増額、13節委託料で4万8,000円の増額、委託料につきましては道路台帳整備委託料の執行残による減額と消費税増税に伴う樋門樋管管理人の委託料の増額を計上するものでございます。

下段をごらんいただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額から712万4,000円を減じ、1億2,779万円にしようとするものでございます。内訳は、13節委託料で705万3,000円の減額、これにつきましては村道草刈り維持作業業務委託料の執行残による減額と村道等除雪業務で中央バス廃止によるキロロ駐車場の減による減額でございます。15節工事請負費で7万1,000円の減額、これにつきましては村道維持整備工事の執行残によるものでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、既定額から26万8,000円を減じ、4,593万円にしようとするものでございます。内訳は、2節から4節、人件費で5万2,000円の減額、13節委託料で21万6,000円の減額、これにつきましては交付金事業認可図書作成委託料の執行残による減額でございます。

下段の橋梁維持費及び河川総務費につきましては、補正予算がございませんので、一般財源から地方債への振りかえでございます。

33ページをごらんいただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に249万4,000円を加え、6,171万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、2節から4節、人件費で1万7,000円の減額、15節工事請負費で61万7,000円の減額、これにつきましては桜団地バルコニー手すり改修工事及び村営都団地解体工事及び中央団地塗装工事及び教員住宅塗装工事の各執行残による減額でございます。22節補償補填及び賠償金で12万8,000円の増額、これにつきましては村営住宅建てかえ工事等に伴う移転料の新規計上でございます。25節積立金で300万円の増額、これにつきましては新規で個人住宅の移住定住支援事業の申し込みがあったための増でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしく願います。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算、歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の36ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額から219万8,000円を減額し、3,549万1,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動等による人件費の減額を行うものです。

続いて、9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に42万2,000円を追加し、3,096万2,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川小学校の体育館暖房修繕費の増額を行うものです。

続いて、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に48万6,000円を追加し、1,619万3,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川中学校の電気料不足による増額及び体育館暖房機修繕費並びに消防設備点検で指摘を受けました感知器取りかえ修繕費の増額を行うものです。

37ページになります。続いて、9款3項2目教育振興費、既定額に211万3,000円を追加し、2,115万6,000円にしようとするものです。内訳は、ことしも中体連の全道全国スキー大会に生徒の出場が見込まれるため参加補助金の計上を行うものです。

続いて、9款4項社会教育費、2目社会教育施設費、既定額に6万9,000円を追加し、893万5,000円にしようとするものです。内訳は、生活改善センターに引く光回線開設費用と光回線開通に伴う電話料の増額を行うものです。

続いて、9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に17万3,000円を追加し、2,058万2,000円にしようとするものです。内訳は、体育館トイレ小便器修繕費及び消防設備点検でこれも指摘を受けました体育館感知器及び誘導灯取りかえ修繕費の増額を行うものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、6款諸収入、3項雑入、3目広域連合支出金、既定額に458万3,000円を追加し、458万4,000円にしようとするものです。内訳は、前年度分の後志広域連合分賦金が確定したことにより医療給付分に458万4,177円の精算還付が発生したことに伴う増額計上となっております。

続きまして、7ページをごらんください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に1万4,000円を追加し、465万8,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告等による職員の人件費を補正しようとするものとなっております。

次に、8ページをお開きください。5款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に456万9,000円を追加し、919万8,000円にしようとするものです。内訳は、歳入予算の増額に伴い予備費で調整するものとなっております。

9ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほどごらんください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算

(第3号)についてご説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。2、歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス等収入、既定額から91万1,000円を減じて424万9,000円にしようとするものです。内訳は、居宅支援事業費報酬の実績見込みに合わせて減額しようとするものです。

1款1項2目地域密着型介護サービス費収入、既定額から38万3,000円を減じて95万5,000円にしようとするものです。内訳は、地域密着型介護報酬の実績見込みに合わせて減額しようとするものです。

1款3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、既定額から18万円を減じて139万5,000円にしようとするものです。内訳は、現年度分地域密着型介護サービス自己負担金の実績見込みに合わせて減額しようとするものです。

7ページをごらんください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から7万2,000円を減じて3,672万9,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金の減額でございます。

8ページをお開きください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額から4万8,000円を減じて101万8,000円にしようとするものです。内訳は、訪問通所介護費用公費負担金4万4,000円、臨時職員雇用保険負担金4,000円を減額しようとするものです。

9ページをごらんください。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額に7万1,000円を加えて4,240万9,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告による職員の人件費を補正しようとするもののほか、11節需用費についてはデイサービスセンターの電気料、水道、下水道料金を合わせて2万1,000円減額しようとするものでございます。電気料につきましては11万円の増額、水道料金は4万4,000円の減額、下水道につきましては4万5,000円の減額となっております。

10ページをお開きください。2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、既定額から174万円を減じて1,036万3,000円にしようとするものです。内訳は、臨時職員が嘱託職員に10月より切りかわったことにより4節共済費25万2,000円の減額、7節、臨時職員賃金の152万5,000円を減額し、13節、給食サービス事業委託料については実績見込みにより3万7,000円を増額しようとするものです。

2款1項2目訪問介護事業費、既定額に7万5,000円を加えて72万6,000円にしようとするものです。内訳は、訪問介護事業所の7節、パートヘルパー賃金を5万6,000円、普通旅費を5,000円増額、19節、諸会議負担金1万4,000円を増額しようとするものです。旅費と諸会議費負担金につきましては、ヘルパーの福祉有償運送運転者認定講習を受講するものでございます。

11ページから補正予算給与費明細書につきましては後ほどごらんください。

以上で赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号)について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩井英明君) 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から105万8,000円を減じ、1,798万3,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の減額でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から6万6,000円を減じ、844万4,000円としようとするものでございます。内訳といたしましては、4節の共済費で6万6,000円の減額でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から99万2,000円を減じ、5,628万8,000円としようとするものでございます。内訳は、12節役務費で84万2,000円の減額、これにつきましては都地区膜洗浄費の執行残でございます。13節委託料で15万円の減額、これにつきましてはろ過砂除去委託料の消費税の増税に伴う増額と水道施設水質管理等委託料の執行残でございます。

9ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思っております。

以上で赤井川村簡易水道特別会計補正予算書（第4号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第4号）について説明させていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。2、歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から16万2,000円を減じ、5,601万8,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の減額でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から4万5,000円を減じ、366万4,000円としようとするものでございます。内訳といたしましては、2節から4節、人件費で4万5,000円の減額でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から17万7,000円を減じ、4,278万1,000円としようとするものでございます。内訳といたしましては、15節工事請負費で11万7,000円の減額、これにつきましては公共下水道赤井川地区汚水ます設置工事の執行残によるものでございます。

9ページからの補正予算給与明細書につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思っております。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第4号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第67号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第67号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時17分 再開

○議長(岩井英明君) 会議を再開いたします。

◎日程第28 諮問案第1号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第28、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる大西敏典代表監査委員は事前に退席しております。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま上程いただきました諮問案第1号についてご説明をさせていただきます。

諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年12月19日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名は大西敏典、(生年月日)、(住所)でございます。

略歴につきましては、次ページをお開きください。(略 歴)

参考としまして、現在の任期につきましては平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3年間の任期とされております。大西敏典さんにつきましては、皆様ご存じのとおり、見識も高く、正しい視点でいろいろな物事を進められる方だというふうに考えておりますので、ぜひご同意をいただきまして、推薦をさせていただければと思いますので、よろしく願います。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についても省略いたしたいと思います。

これより諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

諮問案第1号の候補者は、適任であるとして答申することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任であるとして答申することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長(岩井英明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

大西代表監査委員に申し上げます。

ただいまの諮問案につきましては、議会は適任として答申することをご報告申し上げます。

◎「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について

○議長(岩井英明君) 次に、一般社団法人北海道保険医会会長より「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について届いております。

これについては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することが決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 3時23分散会）